文學士有賀長雄著

新制進化論

東京

牧野書房

增補族制進化論凡例

凡例

一此卷ハ社會學全部の第三部なり、社會進化論に於てハ社會現象の總体を通論し、宗教進化論以下に於てハ其總体を分析して之を組成する五大要素を一々細論す、而して本卷は特に第二の要素、即ち族制の事のみを講究するものなり。

一先つ前の二卷を通讀して後、此卷に渉るを以て、正當の順序とする事勿論なりと雖、又此卷に於ても務めて推論の法をして獨立の態あらしめ、以て未た他卷を讀まざる人にても族制進化の次第のみを知るに不便なきを計れり。

一緒言にも述ふる如く、始めスペンセル氏の立論に據り、稿を起したれと、後また企圖を改め、廣く諸家の書を參照し、自家の見解をも加へて、

立論の旨趣順序を定めたり、故に事實に至てハ斯氏以下の書に採る所多きも、全体の論旨に至ては著者自ら其責に任せさるを得す、是れ決ーて輕擧に非す、刻苦討究の末、事情の止み難きものあるを看破ーたるに因る事なり。世に斯氏の社會學、原理を其儘飜譯ーたる書もある由ーに聞けば、其中の第三部、即ち家廷關係（ドメスチツクリレーションス）と題する部と、本卷に論述する所とを、比較するときハ其未た必すーも採るに足るものに非さる事顯明なるべー。

一曩に明治十七年五月を以て神田東洋館をーて本書第一版を發兌せーめ爾後同館業を止め本書の印本多く藏裏に堆積すと聞く、又其事項の世好に適せさるを知るが故に著者敢て之を意にせさるもの數年、而ーて十九年以後歐洲に遊ふの間未た曾て族制上の攻究を怠たらず、得る所隨て多ければ、他日大に改正する所あらむとーて、未た餘暇を得さるなり、然るに本年に至り牧野氏著者に告けて曰、先年社會進化論及宗教進化論を再版ーて以來、族制進化論の需要頓に增加ー、藏中の舊本既に盡き、猶ほ同氏に就て再版を促す者頗る多ーと、即ち速に之を增補せむことを請求する甚た切なり、時に公私の事務累積ーて寸暇なく且數日前に行政學內務篇の事業を了へて腦力亦甚た强壯ならざるに因り僅ま爾後講究ーて學生に授けたる所を增補ー以て姑く印本の欠乏を補ハむとす、而ーて大改正の如きハ敢て今日に於て企畫する所に非さるなり。

明治二十三年三月

有賀長雄識

增補族制進化論目錄

◎緒言……（一）

第一部　族制發生篇

◎第一章……（六）

族制の根本ハ定婚に在る事、及ひ劣等民種中に
ハ定婚も、定婚に基く慣例、制度、儀式、等も無き事。

第一節 族制ノ根本ハ定婚ニ在ル事 ○第二節 原人中ニハ婚禮ナキ事 ○第三節 原人中ニハ婚姻定確ナラサル事 ○第四節 原人中ニ於テハ妻女ニ貞操ナキコト（一）原人醜行ヲ願ミサル事（二）原人中、男女雜婚スル事（三）原人中一妻ニ多夫アルコト

◎第二章……（二七）
外女掠奪、即ち不定婚より定婚に至る次第(其一)婚禮の起原。
第一節原人外女ヲ掠奪スルニ至ル次第○第二節婚禮ノ起原
◎第三章……（五七）
外女掠奪、即ち不定婚より定婚に至る次
第(其二)婚姻の定確及ひ妻女の貞操の起原。
第一節婚禮ノ定確ノ起原○第二節妻女ノ貞操ノ起原○第三節腕力ニ基ク婚禮ノ定確妻女ノ貞操ハ不完全ナル理

第二部

族制發達篇

◎第一章……（六六）
異族相婚の習慣、幷に之に基く慣例、制度、即

ち姓族、異族相婚、男女買得法、聘財、等の起原。
第一節異族相婚ノ習慣ノ起原○第二節姓族及ヒ異姓相婚法ノ起原○第三節妻奴買得法及ヒ聘財ノ起原○第四節死者ノ親戚其寡婦ヲ領取スル習慣ノ起原
◎第二章……（八三）
女系族譜法、及ひ之に基く慣例、制度、即ち官位、財產等を女系より傳ふる事、女系の尊屬其卑屬を督制する事、等の起原。
第一節女系ヲ族譜ノ基本トスル習慣ノ起原(一)同族相婚ヲ(二原人生殖ノ(三)禁スル習慣ノ起原(一)理ヲ知ラズ(三)八原ノ婚姻不定ナル事(四)一夫多妻ノ故ニ父子ノ關係薄弱ナルコト○第二節財產官位等ヲ女系ノ親戚ニ傳フル習慣ノ起原(一)財產ヲ女系ニ傳フ(二)官位ヲ女系ノ尊屬其卑屬ヲ督制スル習慣ノ起原
◎第三章……（一〇五）
女系族譜法より男系族譜法へ移り進む次第、即ち

家長制度、聯合家族、及ひ之ゝ基つく諸習慣の起原。
第一節 女系族譜法ヨリ男系族譜法ヱ移進ム次第 ○第二節 家長制度ノ起原 ○第三節 聯合家族ノ起原 ○第四節 家長制度ニ基ク諸種習慣ノ起原 (一)養子法ノ起原 (二)復讎及ヒ傷殺賠贖金ノ起原 (三)共同膳部
◎第四章……(一三〇)
村族社會及ひ大小氏族の起原、幷に日本支那族制の差同。
第一節 村族社會ノ起原 ○第二節 氏族ノ起原 ○第三節 姓氏存共並ニ支那日本ノ族制ノ差同
◎第五章……(一五三)
族制の發達に基つく人名沿革。
第一節 族制ノ發達ト共ニ人名ノ上ニ變化セル事 ○第二節 女系族譜時代ニハ母黨ノ名ヲ繼ク事 ○第三節 氏号及苗字ノ起原 (一)氏號 (二)名字 ○第四節 姓号ノ起原及ヒ支那ノ姓ト日本ノ姓トノ差異

◎第六章……(一七〇)
族制發達に基つく財產所有法の沿革
第一節 族制ノ發達ト共ニ所有法變遷スル理 ○第二節 女系族譜時代ニハ動產ヲ私有シテ不動產ヲ全部族ニ共有スル事 ○第三節 男系族譜時代ニハ不動產ヲ家族又ハ村族ニ於テ共有スル事 (一)舊格上ノ障碍 (二)方法上ノ障碍 (三)耕作上ノ障碍 ○第四節 地所再班法ノ起原
◎第七章……(一九一)
族制の發達に基つく婦女の身分の沿革。
第一節 外女掠奪時代ノ妻女ノ數、即チ一夫多妻ノ起原 (一)腕力ニ依ル事 (二)女子ノ數、男子ノ數ニ越ル事 (三)勞力者ノ多キヲ望ム事 ○第二節 外女掠奪時代ノ妻女ノ位地 ○第三節 女系族譜時代ニハ妻女ノ數減スル事 (一)妻女買得ノ法 (二)男女ノ數平等ニ至ル事 ○第四節 女系族譜時代ノ妻女ノ位地 (一)勞力ヲ以テ妻ヲ買フ事 (二)女子親族ノ長トナル塲合アル事 ○第五節 家長制度時代ニハ正妻アルニ至ル事 ○第六節 家長制度時代ノ妻女ノ族制上ノ位地 (一)長老ヲ尊ム事 (二)家長ノ母タル塲合アルコト (三)妻女家族ノ長

ト成ル場合アル事

第三部　族制盛衰篇

◎第一章……(二一二)
族制始て社會の要素と成る次第、則ち族長政治の起原
第一節族制始テ要素トナルハ存立競爭ニ因ル理○第二節存立競爭ノ時、女系族譜民種ハ負ケテ、男系族譜民種ハ勝ツ理(一)女系族譜法ノ劣レル理(二)男系族譜法ノ優レル理○第三節族長政治ノ起原○第四節族長時代ニハ族制ヲ以テ督制部編纂ノ基本トスルコト○第五節族長時代ニ於ケル君主ト土地人民トノ關係(一)神事大權(二)外交兵馬大權(三)氏族監督大權
◎第二章……(二五九)
戰國時代の族制の狀態、幷に日本及ひ支那の封建の差別。
第一節日本ハ單姓ニシテ支那ハ複姓ナル事○第二節複姓一統ノ破壞ニ至ル次第即朝代ノ起原○

第三節單姓一統ノ紛亂即チ日本戰國ノ狀態
◎第三章……(二七七)
教理時代以後の狀態、即ち儒教に基つく支那日本社會の狀態及ひ日本社會の無比なる變遷の次第。
第一節儒教ニ基ク支那社會ノ狀態○第二節日本ニ於テモ儒教ニ基キ社會ヲ一統セントシタリ○第三節大化改制ニ因リ族制ニ及ホシタル結果(一)國家ト社會トノ分離(二)爵位ノ起原(三)國家ノ土地人民ノ起原○第四節大化以後ノ教理一統ノ破レタル理由(一)官司ノ編制(二)職員ノ選叙及考課(三)諸司行政ノ法規○第五節日本社會ノ特狀

增補族制進化論目錄畢

No 2904/23

增補 族制進化論

文學士 有賀長雄 著

緒言

[illegible]族制進化の理を知るの重要に就きてハ、既に社會進化論に証明しおきたる所も有れば、今さら之を論辨するふ及ばす、此一卷を通讀するときハ、政治法制の上に於て其一日も惰るべからざる者たる事、明瞭なるべし、況や日本の如き、古來族制を以て社會を結束するの堅き、宇内無比なるに於てをや。さる程に、族制進化の理ハ泰西の學士社會と雖之を研究し得たる人殊に少なく、其之に關する書とてハスペンセル氏の「社會學原理」、マクレナン氏の「原人婚姻」、モルガン氏の「古代社會」、ロボック氏の「開明起原」等ならでハ無し。余の此書を篇述するや、始めス氏の立論に據て稿を起したり、然るに後に至り同氏立論の順序未た正しきを得ざる

がうへに、其前後分離ーて殆と一体系を成さず、又缺漏差錯さへ少なからざる事に心附きーのみならず、就中日本、支那の族制を見るに要々なる點々にい論及する所甚た不足せる事を感知ーたり。是に於て既に半ば成れる草稿を全く擲棄ーて、更に一己の見解に基つき稿を起す事と成りぬ、是れ初版印行の期月に後れー所以なり。又マクレナン、ルボック、モルガンの三氏の著述中よりも、取る所多けれど、要するにみな族制の全体を論せずーて、單に其一部に係る事項のみを論ーたる者なれば、此書に就る所い事實に多くーて理論に少なし。マクレナン氏は專ら外女掠奪の習慣の原因結果を論ールボック氏い重もに女系族譜時代以前の習慣制度を論ーたり、故に其れらの問題に關する事實解釋等に就ていい、二家の著述に採る所多し。又モルガン氏の「古代社會」は、紙數も甚た大にーて、表題より考ふるときい、一般に古代社會の事を論ーたる書の如くなれど、其實い然らず、專ら女系族譜法時代より男系族譜法時代に移り進まむとするの中途に立つ半開社會の習慣制度を論ーたる者にーて、日本社會に適用する所い殊に少なし。又英國有名の古法家メイン氏の著述「上世慣例史」、「古代法律」、「村族社會」（社會進化論に「村落社會と言ふと同し」）の三書中にい、男系族譜法を採るに至りて後の慣例制度に就き論述する所特に多し、故に此卷に引く所も少なからず、然るに同氏い族制の始めい女系族譜法といふ者に起りて後に至り男系族譜に移り進む者なる事を認識せず、家長制度即ち男系族譜を以て族制の原始なりとするか故に、多少短所あるを免かれず、現に支那、羅馬の族制の如きい、女系に出てゝ男系に進みー者なる事顯然たるに依り、同氏の所說のみを以ていい解說ー難き者多し。故に余の此卷を草するや、先つ遍く諸家の論說を玩脉ーて後、之を消化ーて、其長を取り短を捨て、以て前後連續する一体の定

論と爲さむ事を務めたり。且つ歐米の諸國に在ては、基督教の影響に因り、族制上の事殆と全く壞滅に歸したるを以て、今より之を研究するに於ては不便少なからず、然るに我か東洋に在ては、去る事無かりしを以て、今日と雖實地に當て其進化を研究することを得るの僥倖と謂ふべし、是の故よ泰西論者の未た知り得さる所にして、著者の發明することを得たる點も無きに非ずと信す。日本に姓といふ者も異姓相婚といふ事も無き所以、族制に單姓複姓の差別ある所以、支那にも敎理疾くに起りて日本にも未た起らざる所以、等に就き述ふる所も全く著者の創見に係る者なれば、讀者幸に此に注意ありて、誤謬あれば即ち指示せられむ事を請ふ。

增補族制進化論

第一部 族制發生篇

此一部に於ては、先つ總へて族制と稱する事の根本たり、基源たる者の在る所を究定し、而して後其者の始めて人類中に生するに至りし所以の原因となりし事情を枚擧し、以て後に於て發達して複雜なる族制上の慣例、制度、儀式と成りゆく次第を研究するの階梯とするものなり。

第一章　族制發生篇

族制の根本ハ定婚に在る事、及ひ劣等民種中にハ定婚も、定婚に基つく慣例、制度、儀式等も無き事

第一節　族制ノ根本ハ定婚ニ在ル事

抑々族制といふ者の根本の在る所ハ、深く之を事實に徴ーて捜索するにも及ハす、其元來の成立に就て推究する時ハ、直に知り得へき者たり。偖て族制とハ親族の編制を言ふにて、親族とハ親子兄弟姉妹從兄從弟等の血統の關係を謂ふなり、而ーて血統といふ事ハ、遠近疎親の差等如何を問ハす、本ハ皆男女婚姻ーて子を生むの一よ里起る者なり、是れ自明の事實なり。然るに凡そ男女の婚姻と稱する事を能々分解ーて考ふるときハ、是れ即ち少なくとも三種の事項よりーて成り立つ者たる事を知る、左の如ー。

(其一)一定の儀式を以て始むる事

(其二)一旦婚姻ーたる者ハ一生夫婦となりて輕忽に離別せざる事、

(其三)既に一男子と結婚ーたる女子ハ、他の男子と婚嫁せざる事、

今右の三事項を以て苟も婚姻の名を下すへき者ハ必す具備すへき條件なりとする所以の者ハ、若ー其一を缺くも、既よ族制の基本とハ成り難きに因るなり。請ふ其然る所以を一々述へむ。第一、儀式即ち婚禮なる者ハ、男女結婚より起る關係の嚴重にーて易へ難く、動かー難き者たるを表示する所以にーて、一方に於てハ他人をーて某女ハ向後某男の妻たるへき事を知らしめ、又一方に於ていハ妻たり夫たるハ、決ーてかりそめの事に非す、必やや既に動かー難く、破

族制發生篇

り難き關係の兩人の間に在て存するものぞといふ事を知らしむる爲めの者なれば、是を缺きてゐ、一朝の野合と、一生の婚姻とを區別する所以の者を失ふなり。次に一旦結婚したる上ゐ生涯夫婦たるべしといふ事、即ち婚姻の確定といふ事も、是れ亦族制發生の爲めに缺くべからざる事たり、何となれば若し一旦婚姻したる者にして、又直に離別する事あるときゐ、先に親子たり、親戚たりし者も、今ゐ親子たらざるに至るべけれゞなり。又既に一男子に嫁したる者ゐ、他の男子と通すべからずといふ事、即ち妻女ゐ貞操を守るべしといふ事も、族制發生のために缺くべからざる事たり、何となれゞ、若し既に一男子の妻たる者に於て、自由に餘他の男子と通することを得る日に於てゐ、子生まれたるとき、其母のみ知るべくして、父ゐ誰れと知り難き場合多かるべければなり。果して去る場合あるときゐ同一母の腹より生まれたる者どちの間と

族制の根本

雖其關係甚た疎遠なるべし、何となれゞ、同一父の養育を經たる者なればこそ、兄弟姉妹相親しむ者なりと雖、只た母を同ふするのみにて、母一人のみの手に於て數子を養育し難き事勿論なるに依り、其間に同胞たるの念を生するの機會も隨て起り難かるべければなり。此等の理由あるを以て、苟も族制の根本となり、基源と成るよ足る婚姻法ゐ、必す件の三事項を兼ね備へたる者ならざるを得ず。今假りに此三事項を兼備する類の婚姻法を指して、定婚と謂ひ、其三、又ゐ二、又ゐ一を缺く者を指して、不定婚と謂ふ、即ち一ゐ限定なる婚姻といふ義にして、二ゐ不限定なる婚姻といふ義なり。今や族制の根本を討究せむとするに當て、ゐ件の三事情を兼備せる婚姻法の由て起る所を究定せざるべからず。

第二節　原人中ニハ婚禮ナキ事

さる程に男女婚媾ゐ人性の命する所なれゞ、古今東西の別無く凡そ人

類の在る所にハ必ず婚姻といふ事もありて、其婚姻ハ皆始めより件の三事項を兼備するなら、むと思ふべきなれど、其ハ甚ーき誤にて、社會の進化尚ほ淺き世に在ていハ、婚姻の名を下たすへき者一切無く、只た腕力に制せられ、情慾に動かされて、男女會合するのみなる場合多ー。爰に原人、即ち未開民種の婚嫁中に於ていハ、件の三事項悉く皆無き次第を見るに足る事實を枚擧せむとす。

偖て先つ原人中にハ婚禮といふ事無き次第を述へむ。抑々今日の開明人ハ、婚姻といふ事を以て、人の大倫なりとーて、決ーて之を輕視せず、其嚴重を表するよ種々の儀式を以てすと雖、これ皆社會進化の中途に於て生ーたる事にーて、其進化の度淺き比ハ、未た必すーも存ざせる者たり。今最下等民種の婚嫁する次第を見るに禽獸の匹偶を得むとする者と一般、女子を見る毎に數男子先つ相爭闘ーて、勝を得たる者之を占

領せり、豈に之を婚禮といふことを得むや。例するに夫のチペハヤン人の如きハ、男子ありて一女子を得むと欲するときハ、必ず先つ同ーく件の女子を得むと欲する他の男子と角力し、勝利を得て後始めて之を擁する事なりーと。バンクロフト氏に依れバタスキ人ハ他人の妻を得むと欲する時ハ直に其夫と闘へりと。又ブシマン人に就きリヒテンスタイン氏の記錄する所を見るに曰く「強者或ハ弱者の妻を掠奪す」と。又曾て十九年間ォ、スタラリヤクインスランドの土蕃の擒囚となりて能く其習慣を觀察ー得たるヒルチエといふ人の説話に依れバ、件の土蕃ハ「婦女を得むかために數男子劍を以て爭ひ闘ふ事往々これあり」云云と。ルボック氏曰く「ドグリプインテヤン人中に於ていハ、男子等の女子を得むとて爭闘する事、猶ホ牡鹿の牝鹿を得むとて相爭闘するかの如ー」と。蓋ー疋偶のために爭ふ者ハ、獨り男子中に於て之を見るのみ

ならず、女子中に於ても男子を得むとて戰ふ者あり、即ち上に述ふるヒルチエ氏の觀察せーオ、スタラリヤの土蠻の如きは、一男子毎に二人乃至五人の女子の常に之に追從する者ありて其女子共往々男子の寵を專有せんとて互に爭ひ「重き棒を用て頭を撞ち合ひて血を流すに至る」と。又ミチエル氏の說話に據れバオ、スタラリヤの土蕃の諸部屬相戰鬪ーたるの後、往々負者の妻の、自ら其夫を見すてゝ勝者に就くを見るといふ、女子に於ても男子の能く他に勝つ者を戀ふの情あるを見るへきのみ、是れ猶ほ彼の牝獅子が牡獅子の相爭鬪するを視て其勝つことを得たる者に就くと同狀の事實ゝ非すーて何ぞ。ブシマン人中に於ても「男女相諾ーて婦合するの外に、別に儀式ゝ無ーし」といふ。其他チペワ人、エスキモ人、アリウシヤン島人、アラワク人、ウィダ人、等みな婚禮と云ふ事を行ゝず、バングロフト氏に依れバ下カリホルニヤ人中に於ては「婚姻上の儀式一も無く、現に婚姻といふ字に對する詞さへ無く、只た禽獸の如く、情慾の動く所に從て、男女離合するのみなり」と。

又稍々禮式の名を下たすへき者ありても、其禮式ゝ至て輕少にーて、僅に同居の意を表するのみなるも多し。或る民種ゝ男女火を焚て對座するを以て禮とせり。又婦に於て初めて家事の一部を執るを以て婚禮とするもあり、即ちリウヅ人の如きこれなり、ニウギニヤ人中に於ていゝ、新婦より新夫に烟草と檳榔葉を與ふるか禮なり。ダビス氏曰く、ナパチニ人若ーは婚姻せむとするときゝ、水を汲むに用ゐる籠よ食物を入れ、男女其兩側に座ーて共に之を喰へり、是の簡單なる儀式ゝ、以後夫妻たるの證なりと。豈に只た蕃人のみならむや羅馬に於てゝも、昔は「コンファリヤシチ」といふ婚禮ありて男女共に菓子を喰ふを以て式とーたり。支那に於ても「伏犧制嫁娶以儷皮爲禮」とあるを見れば、其以前ゝ婚禮と

云ふ者無かりー事明なり。

×日本に於ても太古に婚禮といふ者は無くて、只た「つまこめ」を造りて男女其園をめくるを以て禮とせーことは、夫の出雲八重垣の一事を以ても知るへく、又素盞嗚命が出雲の足名槌手名槌の娘を娶り給ひー時にも別に禮式といふ者無かりーなり。

第三節　原人中ニハ婚禮定確ナラサル事

婚姻の定確、即ち一旦夫妻と爲りたる者い一生夫妻たるへーといふ事も、是れ亦夫たり、妻たりといふ想念すでに生ーたる上ゐて始めて起りたる事にて、原人が夫とも妻とも無く、唯た情慾の動く所に從て嬉接するの間に於てい、決ーて存すへき事に非す。今や事實に就て之を見るに、輕忽に會合ーて又輕忽に離別する者甚た多ー。「チペワヤン人若ー妻を離婚せむと欲する時い、只た思ふ儘に打着ーて逐ひ出たすのみなり」と。下カリホルニヤのヒリクイ人中に於てい、男子に於て若ー其意ゐ適ーたる女子あらば、直に之を放逐すといふ。又サウセイ氏ゐ依ればチウビス人中に於ても、男子若ー其同居する所の女子に飽くときい直に之を他人に附與ーて自分い又意に適ーたるを幾人なりとも娶る事なりと。タスマニヤ人中に於ても久ーく同一妻奴を擁ー居て易へすといふ事い非例にーて曾て人の爲さゞる所たりき。カシヤ人中に於ても「離婚」といふ事甚だ多く且つ屢々あるがゆゑ此地の一男一女の同居い之を婚姻といひ言ひ難ーといふ。新ヂイランド島に於ても男子其婦と離別せむとするときい一舉手ーて之を戸外に逐ふの外あらず。タヒチ島に於ても夫又は妻に於て不足あるときい直に其緣を解くことを得たり。此等の事實を以て見るときい、一旦妻とーたる者い生涯

之を妻とすべーといふ、事い、族制發達の後に於て起りたる事にーて、未た必すーも人類の始めより定まりたる事に非す、人類の始めに當てい、只た情慾の動く所、腕力の制する所に從て、離合定めなかりー者なる事明かなり。

第四節　（原人中ニ於テハ妻女ニ貞操ナキコト）

今日の開明國に於てこそ、既に一男子の妻となりたる者い、他の男子に通する事を許さず、若ー私に通する者あれば、法律に於て之を罰ー、慣習に於て之を咎むと雖、是れも亦開明と共に成り出でたる想念の一にーて、文化進まず、族制未た發達せざる原人の世わ當てい、婦女子に於て一切貞節を守るなどいふ念有らざるい勿論、其社會に於ても敢て之を求めざりーなり。今此次第を見るに足る事實に三種わり、則ち左の如ー。

（一）原人醜行ヲ顧ミザル事　今日の心を以て見るときい極めて醜惡なる習慣と雖

劣等民種中ま於てい公然之を行ふ者多ー。先つ其一種を言へば、即ち未開人及び半開人の間に於て、來客あれば之に婦女を以て饗應する者あること是れなり。クマナ人中の資力ある者い皆數女子を娶りおきて、他人を饗應する毎に、其最も容姿あるを撰て枕席に侍せーむといふ。甚たーきま至てい、自己の妻又い娘を以て客に勸むる者、劣等民種中に特に多ー、即ちエスキモ人、南北米のインヂヤン人、太洋州人、アラビヤ人、アビシニヤ人、カフヒル人、蒙古人、タスキ人、等の間に於て斯る習慣を行ふ者あるとルボック氏の書に見えたり。又ブシマン人中に於てい、既よ人の妻たる者たりとも夫の許可さへあれば思ふ儘に他處へ行きて他人と會合することを得といふ。ルボック氏曰く、グリンランドのエスキモ人中に於てい、自己の妻女を友人に貸ー與へて毫も惜むの色なき者を以て最善最貴の人なりとすといふと。

又未婚女の猥りに人と私するを咎めず、却て、之に迫て此に至らーむる者さへあり、例へバ亞非利加のベングエラに於ていハ、女子既に婚期に達する時ハ、其親之を處々に連れゆきて娃を鬻かーめ、以て他日婚を結ふの費を集むるの策とすといふ。又ヒラ、氏に依れバ、墨西哥人中に於ても之と同一習慣ありたる由なり、即ち其語に曰く「少女の既に婚期に達ーたる者ある時ハ、其親之に命ーて婚費を儲けーめーがゆゑ、結婚の費用とするに足る資財を得るの日までハ、詮方無く實に淫亂なる風態を爲して諸方を徘徊ーて娃を賣る者實に多かりー」と。バングロフト氏曰く「昔時ダリヤンの地峽に住み居たる民種ハ、賣娃を以て恥すへき事とせず、貴族の婦女と雖、何に依らず人の需に應するを以て、上品の所作なりとーたり」と、同會を促す者あれバ、之を否むを下賤の所爲なりとーたり。又アンダマン島人中に於ても異議なく斯る需に應するを以て、女禮の

缺くべからざる者なりとーたり。又既に定夫ある女子と雖、定期の間ハ公然之に姪行を許るす民種あり、即ちアラビヤのアサニエと稱する地の民種中に於てハ、常恒に一婦をーて一夫の妻たらーむる事無く、大抵一週間中に四日間のみ之が妻たらーむるの習慣にて、其餘日に於ていハ妻をーて自由に他人と通することを得ーむるのみならず、他よ情夫あるを以て却て其本夫に對する貞操の一なりとせり、今案するに、これハ妻女の美なるよ從ひ、情夫も自然よ多き理なるを以て、情夫無き婦人を妻とすといふ事ハ、取も直さず、醜婦なるを以て人の心を動かー得さる者を妻とすといふ事に過ぎずと思へるを以てなるべー、且つ只た婚約を結ひたるのみにて、未た之を實踐せさる間ハ、一週に二日のみ他人と通することを愼まーむと雖餘日ハ未た婚約を結ばざる前と毫も異なるなく、其母に於て自由に諸人と會合することを許可せり。又中

央亞米利加に於て昔時繁茂せーチフチャ人中の或る部族に於ても、啻に新婦の必すーも未通女たらむことを望まざりーのみならず、若ー未通女たる者あれバ、不幸にーて男子の情を動かすに足る容色を備へざる婦女なりとーて之を嫌惡ーたり。

(二)原人中男女雜婚スル事　原人中、一聚落中の男女悉く雜婚する者多き事、これ亦一方に於てハ女子に貞操無く、一方に於てハ婚姻定確ならざるに根する事情の一なり。但ー雜婚といひ、或ハ共婚ともいふハ、特婚といふに反對ーたる事にして、誰れ某れハ誰れ某れの妻なり夫なりといふ定め無く、一聚合中の衆男子、其衆女子と亂雜に婚媾するをいふ也。バンクロフト氏に依れば、「ハイダ人中の婦女ハ同部属中の男子と亂雜に媾合せり但ー外部属の者と媾合する事ハ稀なり」。又船將テーロル氏に依れバ、「アンドラ地方のパイニと稱する山丘に住む蕃民中に於てハ「男女

の雜媾に對する制限殆と全く無ー」と。又ハルクヲス氏のニルケリハ山中に住む蕃属に就き記錄する所に曰く「余嘗て此地のエルラルと稱する民種に属する二人の應答を聞くに曰く、該種中に於てハ更に夫婦の約束といふ事をせず、男女みな誰れ某れの差別なく媾合す、而ーて其離合の次第ハ多く女子の望む所に任ー置くなり」云云。　又同ーインテヤン種に属するチイハルと名つくる蕃属ハ「數男數女相集まりて居住ーて殆と雜婚の態を爲せり「其中或ハ夫婦を以て相呼ふ者無きにも非すと雖、其ハ名のみにーて、其間に固き契約ある事を見す」と。又久ーくアンダマン島に寓居して親ーく其民俗を觀察ーたる印度人の話に據れバ、輿論に於て公然雜婚を可視するの甚ーき、若ー人ありて未た嫁せさる女子に對ーて暫く其意に從ハむ事を乞ふとき、女子に於て之を許諾せざる事あれば、其人之を以て己を侮るの行と爲ー、直ちに其女

子を傷殺ーて恨を報するに至る事あり」となむ。されば族制の未た發生せざるに當ては、特に某の男と某の女と相約ーて生涯寢食を分ち苦樂を共にするなどいふ事は絶えて無く、婚姻といふ名目さへも殆と無きが如く、只た一時情慾の動くに依て逢ひ、逢ひては又別れ別れては又他女を擁ー他夫に見ゑて深くも前後の謀を爲さゞりー者たる事明白なり。夫のマンドラ人の如きは、男女曾て相知らざるも、初見に於て婚姻ー輕少の事故あるよ及ても、直に離別ーて、一生の間四十度或は五十度、婚姻する者ありといふ其他推ーて知るべー。景行紀東夷征伐の段に「東夷之中蝦夷是尤強焉。男女交居。父子無別」云云とあるも雜婚の樣を言ひーものなるべー。

（三）原人中一妻ニ多夫アルコト　蠻人中一妻何よ多夫を有する習慣を行ふ者あり、是れ男女雜婚に比すれば一段上等に位する習慣なりと雖、到底女子に貞操無きの証たるを免かれず。其例はトウタ人の習慣に就きシヨルトル氏の記する所に曰く、

例へば爰に四五人の兄弟ありて、其一人成人の後妻を向ふるときは、其妻に於て夫の諸兄弟をもみな夫なりとすることを得、次第に成人するを竢ちて、之と婚姻せり、又其妻となりたる女子の方に於て、一人以上の妹あるときは、婚期よ達するに及て、皆婦の諸夫に於て之を取て妻と爲すの習慣なり、故に兄弟數人ある場合に於ては、悉く皆或は一婦女と共婚ー、或は數婦女と雜婚するを見る、但ー其共婚する婦女の多きと少なきとを問はず必ず、皆同居ーて雜婚せり、云云。

又一妻多夫の習慣を以て社會學中に名高きチャル人の風俗に關する諸家の傳記を校敵ーてマクレナン氏の述べらるゝ所に曰く、

「亞細亞探索記」に載する所に曰く、チャル人中よ於ては、一婦にーて二

人若ーくい三人以上の男子に嫁するを常とーて、制規に從ひ會合すといふ。ハミルトン氏の錄する所も同樣にて、其少ーく異なる所い即ち一婦にーて十二夫以上を有するを免さず、且つ其十二夫とも必すみな合格の、身分ある者なるへーとするの一點に在るのみ。之に反ーてマカナン氏の語に依れバ「チヤル人中の女子い幾多の夫を持つも異例とせず、只た其夫とする者の姓氏及び身分の制規に背かざらむことを要せーのみなり」云云。

又タヒチ島に於ても色々の婚姻法ありて、其中に右に類する者一あり、エスリ氏曰く「中等又い上等社會の間に、一夫よーて多妻を有する者い又其妻をーて他の男子と通することを許せり」と。又常に一夫多妻法を行へるアリウシヤン島人中に於ても、既に一人の妻たる女子にーて他の男子と重婚する事あり。カナリヤ島の土蕃も、一妻多夫法を行ひ

たり、ハンボルド氏曰く、昔時西班牙人始めて該島の一なるランセロタに來りー時、實に奇妙なる習慣を發見ーたる由を言へり、即ち一女子毎に數夫ありて月々に其夫と稱する所を異にせー事これ也（一月ハ甲の妻となり二月は又乙の妻となるが如きを云）云云。又シンセイロの習慣を見るよ「內地の人民い一圓に一妻多夫方を行ひ、就中富有なる家に於てい、一婦にーて三人、五人、乃至七人の夫ある者あり、其夫とする所い、大抵みな一家族に屬するのみならず、現に兄弟なるも最も多ーし」と。又「マハバラタ」と稱する印度の古詩に、王の女、五人の兄弟に嫁ーたる事見えたり。又シイザルの征伐記にブリトン人（英吉利の土蕃）中に此習慣ありー事見えたり。其他亞細亞及び亞米利加の諸方に於て、古來此習慣を行ひたる民種多くありてマクレナン氏の「原人婚姻論」に一々之を載せたり。但ー斯る習慣の起原如何に就ていい、諸家の諸說未た一定せずと雖、此處に於て余輩い必すーも

原因を知らむことを要せず、只た其定婚の第三條欵に違背する事なるを以て、族制發生の根本と云ひ成り難き者たる事に充分注意ーおくべきのみ。

以上三節に述へたる所に依て見るときい原人の婚姻中にい婚禮と云ふ事も、婚姻の定確といふ事も、妻女の貞節といふ事も無き事明白なり故に今や族制の根本を討究せむとするに當てい、先つ右の三事項無き婚姻を爲せる民種をーて、同事項の具備せる婚姻をなすに至らーめーて、所以の事情を討究せざるべからず、即ち次の二章に之を述ふ。

第二章　外女掠奪、即ち不定婚より定婚に至る次第(其一)婚禮の起原。

第一節　原人ヲ外女ヲ掠奪スルニ至ル次第

第一章に於ては、族制の根本い定婚よおある事、及び原人の世に在てい、仮令男女婚嫌する事いおるも、之を定婚と稱するに足る所以の三事項を缺く事を證明ーたり。されバ次に一歩を進めて、斯る原人をーて定婚を爲すに至らーめたるい如何なる事情に原因する事なりやと尋るに、即ち外女掠奪といふ事に原因するものなり。外女掠奪とい、腕力を以て他群又い他族に附属する婦女を掠奪ーて、之を妻とする習慣を謂ふ。先つ此一節に於てい、該習慣の起る次第を述へ、次に該習慣よりーて定

婚必須の三事項の起る次第を述へむとす。

抑々第一章に述へたる如く、全聚落中の衆男子ハ皆同聚落中の女子と雜婚ー、或ハ數男子一女子と共婚するの塲合ニ於てハ、其衆男子中の一人ニ於て、一女子を專有せむとするも、他の男子に於て之を免さゞる事勿論なり。然りと雖、女子ハ之を專有する時ハ、只に情慾を逞ふするに便なるのみならず、之を奴隷とーて日々の生業を助けーめ、之に衣食を調せーめ、家室を具へーむるニ利ある者なる事、勿論なれば、無智の原人たりとも必ず、早晩之に心附くなるべー。されバ誰れを乎專有せむ。曰く躬ら腕力を振て他の聚落ニ属する婦女を掠奪ー來り、以て之を妻奴とするの外無ーと。自ら力を振て外聚の婦女を掠奪ー來る日にハ敢て同聚落中の他人に對ーて害を生する事無きハ、勿論、元來其人一己の力を振て獲たる者なれば、他人に於て之につき故障を稱ふるの理由

も無かるべー。蠻人ハ素より未た所有といふ事を知らすと雖も、其實ハみな衣服武器舟櫂等を往々私有せり、鳥犬と雖既によく其己れに屬する巣捿を知りゐて、他鳥他犬の之を侵す者あれバ必す憤然とーて怒り爭ハさる事無ー、況や人間をや、如何そ一己の腕力を以て掠奪ー來りたる女子ハ之を其掠奪者の私有に歸する事無からむや。

且つ又原人の世に在てハ、他の聚落の婦女を掠奪するの機會も甚た多かるべー。請ふ之を述べむ。夫れ前に社會進化論にも述べたる如く、無智蒙昧の原人どもハ、皆饑渇窮乏に備ふる事を知らず、剩さへ禾穀耘耕の術を知らさるを以て、天然の洞窟を室とー、天然の果實禽獸を食とーて生活せーなるべー。然るに果實洞窟ハ素より其數量に限あり、禽獸魚肉は素より甚た獲やすきに非さるを以て、限なき蠻人皆之を取り、之を獲むとするに當り、必す其間に爭鬪を生せざるを得ざりーなるべ

ー、是れ即ち古今東西の蠻人中、或ハ五人、或ハ七人、聚落を結て、相爭鬪ー、相掠奪する者多き所以なり、此事ハ既に前卷に度々述へたれば、此處よ細述せず。さる程に、凡そ戰に勝つ者ハ負者の所有を掠奪する事、古今の常なり、況や劣等の民種中に於てをや。ブエゴ人の讎敵ハ犬及ひ武器を分取りすといひ、亞非利加の牧獸民種ハ敵賊の爲めに獸畜を奪ひ去らるゝ事多ーといひ、又稍々開明ーたる人種中に於ても、金銀華飾の類を敵種に分取りせらるゝ事極めて多ー、果ーて然らむにハ、猶り財產獸畜のみならず、婦女子をも奪ひ去る事無きを得むや。東西の事實を見るに其事果ーて有り。サモア人ハ、他物と共に婦女子を分取りーて、之を得たる者ハ妻とす」といへり。オゝスタラリヤの土蕃中にも最も著明なる事實見えたりルボック氏曰く、此地に於てハ男子よりも女子の數少なきがゆゑ、中にハ生活に必須の品の一なる妻といふ者を有せざる者もありて、常にいかにもーて之を得むものと思へり、又既よ妻を有する者ハ、之を視る事全く奴隸を視るが如くにーて、之をーて牛馬の勞を取らしめ、衣食を調度せしめ、之を以て夫の憤怒驕慢の情を受け被らすの器具とせり、故に人皆我れも我れも斯る贅澤物を獲むと欲ーて、饑渴を凌き、危難を冒ーて、他族よ忍ひ入り、婦女子を掠奪ー來らむ事を謀れり、此時に當り、若ー他に守護する人無き婦女を發見するときハ、素より之を痛ハり愛すべきに非す、必す先つ棒を以て之を打着ーて、失神せる間に、人無き近隣の林叢へ擔ひゆき、蘇生するを竢ちて之を我が聚落へ率ゐ來れり、又婦女の方に於ても、仮令其場を逃れたれとて、早晩また誰れかの掠奪する所となるを免れ難き事を承知するゆゑ、強て抗抵せむとももせず」と。又同洲のシドニイ府の近傍に住む蕃民の妻を取る法を記ーて曰く「婦女の守護無きを見つけて、之に近寄り、先つ棒又ハ木刀

を以て頭部又い背部を力に任かせて打ちすへ、鮮血淋々と流れて氣絶するを竢ちて、腕の扱けるをも顧みず手を以て林中を引き摺り行けり、されど親戚い仮令後に之を知るも爲めに怒らず自分らも亦同一樣に外群の婦女を掠奪一來りて恨を報するまての事なり、土蕃中此習慣を保持せざる者無きゆゑ、童兒と雖往々戯れに之を擬一て遊ふを見る」云云。又新ジイランド島、ハイヂイ島、及び其他の大平洋島の土蕃も皆近頃までい、異族相掠奪するの際、男子の囚人い之を屠り食ひ、女子い之を妻奴とーたり。

次に亞米利加を見るに、此處にも同一習慣甚た多一、マクレナン氏に依れば、南米の北端より南端に至るまての間に摂めるインデヤン人にーて此習慣無き者一も無一といふ。ブッエゴ島の部属中既に相親睦するもあれど、猶ほ相敵對一爭鬪するもありて、其爭鬪する間に婦女を掠奪する事あり。パタゴニヤのホルスインデヤ

ン人も同種内の聚落と相攻伐する事あり、又カヌウ、インデヤン人と攻伐する事ありて、いつも勝者い貧者の男子を殺一、女子を擒にせり。エン人い毎年紅葉の期至る毎に、山を降りてフェゴ人を襲ひ以て其婦女、犬、武器等を掠奪するを例とせり。其他アマゾン及びチリノコの兩水の邊よ住む土蕃も悉く皆婦女を掠奪一て妻とせり。又ハンボルド氏の紀行よ依れば、カリブ人い四十人乃至五十人位つゝ結て一聚落を爲一て、諸聚割據一、各聚落人口增加する毎に又も分離一て數聚落となれり、而一て各聚落中の者い大抵悉くみな同血族にーて、同言語を用ゆと雖、其分離するの後、年月を經るときい、漸々疎遠に成り、又言語も次第に變化一て、終にい對話する能いざるに至れり、然るときい又必ず早晩讎敵を以て相視るに至り、後い交戰一て互に掠奪を事とー、男子を掠奪一ていい之を屠りて食とー、女子を掠奪一ていい之を養て妻とー、之よ子を

生まーめたり、是の故にカリブ人の中に於てい夫妻とも同聚落より出てたる者絶へて無く、男女其言語を異にーて相解せざる者多ーといふ、外女掠奪の盛に流行する事見るべー。　次に又亞細亞洲の未開人の風俗を見るに、此處にも外女掠奪を事とする者古來多くありたり。テイカン及びアフガニスタンの土蕃い今尚ほ之を行ひ、マスコビイ、リチュアニヤ及びリボニヤの民種い昔時之を行ひたり。カルマク人、カルギス人、ノガイ人、サルカシヤ人等の中に於てい他族の女子を買得する者もありと雖、若ーは賣買の契約調ひ難きときい、腕力を以て奪ひ去る事數々ありといふ、而ーて一旦之を奪ひ得たる上い、既に之を永く其人の所有とする事を得て、女家の父兄よ於てい、相當の幣貨を受くるの權あるも、其女を取り返へすの權は無き者とせり。　又上古我が日本に住みゐたりー民種中よも、外女掠奪の習慣ありー事い、夫の八俣遠呂智か出

雲簸の川上に住する土人の酋長脚摩乳手摩乳の子女を掠奪せー一話を以ても見るべー、遠呂智い素より人名にて眞の蛇に非す、劍を帶びゐたるを見れい、三韓地方よりの移民なるべー。　支那に於ても婦を向ふる事を娶といふ、偖て其字を解剖するときい女を取るといふ事なり。又印度の古法「まにう」を見るに、公然合法と認むる婚姻の法八種ある中よ「らくーやさ」と稱する者あり、是れ外女掠奪の事なり、即ち其定義に曰く「女ありて戰爭に際ー、親戚朋友い悉く皆傷死ー、家室も既に敵の破る所と爲りて、啼き噦び救助を乞ふとき、腕力を以て之を奪ひ取るを、掠奪（ラクシヤヤ）婚と云ふ」と、是れ即ち特に軍人に相當する婚姻法なり。　又古代の賤太人中に於ても、一般に猶太種の人と猶太種に非ざる人との相婚を嚴禁せーにも拘らす、軍人のみい、人種の異同を問いす戰場に於て掠取ー得たる婦女を妻とすることを充せー事、モウセスの政典に見えたり。

次に又歐羅巴の諸民種を見るに、此處にも古來掠奪婚を行ひたる者多し。第一古代の希臘人中に此事ありしは史を讀む人の能く知る所にして、トロイ王の太子パリスかスバルタ王の妻ヘレンを奪ひ去りしより、兩國の爭鬪を來たせしは、有名の故事なり、其外にも神人の間に外女を强婚せし者多き事、ホーマルの古詩及ひヒロドタスの歷史に見えたり。又羅馬に於てもロムラスが、部下の壯士と謀てサバイン人の婦女を强奪したる事は普通の史類にも見えたり。又アイリシ人(愛蘭土の土民)とヒクト人(蘇克蘭の土民)との間に於ても昔は一時に數百の婦女を掠奪せし事ありたり。又北歐諸洲に於ても、基督敎侵入以前には、一般に妻女は之を掠奪し來るの風習なりしにて、別に平和なる婚姻法とては有らざりしなり、且つ瑞典などに於ては、基督敎傳播の後と雖尙ほ數世の間は少女の寺院へ參詣せむとするを途中に於て强奪する者多かりし

がゆゑ婚禮は必ず夜間に之を行ひ、新婦の朋友中より强壯なる男子數人を撰みて劍鎗を以て護衛せしめたり、故にゴスランドといふ地の古寺には、今尙ほ炬燈を嵌め込む樣に作りたる古鎗數百本在りといふ、既に宗敎ありて、文化も進みたる後と雖尙ほ斯くの如し、されば其以前に在ては、此習慣の盛に行はれし事、想像すべきのみ。

是に由て之を觀れば、深山孤島の如く、地理の不便に依り人口增加する能はず、或は又南北氷洋國の如く、氣候の不適當なるよりして人口增加する能はざる處に於ての外は、必ず聚落漸々增大し、分離して數聚落となり、其各部族又增大し、分離して數部族となり、數民種と成るに從ひ、終には相敵對して攻伐し、婦女を掠奪して妻とするに至るは、五大洲一般の事實なる事既に疑ふべからず。さて次には外女强婚の一事よりして、定婚必備の三事項の發生する次第を述べむとす。

第二節　婚禮ノ起原

先つ此一節に於てい、外女掠奪の習慣より一て、婚禮といふ事の起る次第を述べむ。さる程に、前節に述べたる次第に依り、外女掠奪といふ事一旦始まりて、一般の風習となる上い、茲ゟ亦之に從て起らざるを得ざる一事情あり即ち他無し、自己の力量を以て掠奪ー得たる婦女を妻とするを以て名譽とー、美事とー、餘他の方法を以て得たる婦女を妻とするを賤劣とー、卑怯とするに至る事是れなり。」蠻人が分取物を以て家屋衣服の飾とする例い枚擧に遑なー、例へバ北米の土蠻が讎敵の頭皮を取て其勇に誇るの証とー新ヂイランド人及ひ台灣人が敵の首級を以て勝利の記念とするの類是れなり、されバ又婦女を掠奪ー武勇智謀の証とー誇る事も必すあるべきなり。外族の婦女子を掠奪するときい、獨り之を奴隷とー用ゐるに便なるのみならず、又以て他人に對ー

大に面目を施すに足る事、勿論たり、是れを以て、苟も武勇あり、智謀ある者い、ミな擧て掠奪ー得たる婦女を以て妻妾とするに至るい自然の勢なり、而ー て未開の世に在ていい、武力の外に貴重すべき者とていい絶えて無き事なれば、終にい婦女を掠奪するを以て貴尊の標証とするゟ至り、苟も人の上に立て之を威服せーめむと欲する者い皆外女掠奪を以て妻を得るの常法とするに至る事勿論なり。且つ社會の上に立つ者に於て、既に之を常法とする時は、其下に立つ者も皆自ら之に倣ふい自然の勢なり。さるほどに、若ー後ゟ至り、或い協力ー て外敵と戰いむがために前にい相敵對せー近隣の諸部落も今い和睦ー て互に婦女を掠奪する事無くなり、或い一聚落に於て近隣の諸聚落に勝ち盡ー て悉く之を併呑ー たるに依り、最早婦女を掠奪ー來るべき敵群無くなりたるとき、果ー て件の習慣の上に於て如何なる變化をか生ー來るべき。若

ー相共に爭鬪すべき敵族無きとき、掠奪婚を行いむとするも、其地無きに苦ーむべー、さりとて又之を行いざるときは卑怯に似たるを奈何せむ。之に於て同族又ハ相和睦する聚落中よりー て婦女を娶りながら、其娶るに臨み陽ハ之を掠奪ー得たる者の如くに見せむがため、腕力を以て之を略取するの樣を摸擬する事となるべー、是れ即ち婚禮の初めなり。東西の事實に照ーて見るに、果ーて掠奪を摸擬するより出てたる婚禮を今現に行ひ、或ハ昔時に於て行ひたる證蹟ある者多ー、而ーて近比此事を專修ーて書を著ハーー大に名を得たる人ハ即ち英國の法律博士マクレナン氏なりとす、爰に同氏の「原人婚姻論」及ひルボック氏の「開明原始論」よりー て此事に關する事實の最も著明なる者を摘抄す。」

但ー現實に掠奪する場合より、漸々轉ーて掠奪を禮式とするに至るの間に又自ら一種の婚姻法あり、即ち先つ腕力を以て掠奪ー得たる上に

て、貨幣を納れて婚約を調ふる事これなり、昔時マスコビヤ、ポランドブロシヤ、等の中の諸邦、及ひリヂウアニヤ等に於て、此法行ハれたり。又先きに述べたる如くカルマク人、カルギス人、サルカシヤ人、等の中に於ても、眞の掠奪より、掠奪を以て禮式とする方に移り進むの中間に立つ習慣なり、偖て是れよりハ既ま婚約調ひたる上にて、掠奪を摸擬する例を述べむ。此事に就きてハ面白く可笑き例ども甚た多ー。

新ヂイランドの「男子も一ー女子を見て之を妻とせむと望むときハ、先つ之を女家の父に謀り、孤子なれば其最近の親戚に謀りて、承諾を得たる上、腕力を以て之を率ゐ去らむとー、女子の方に於てハ力を極めて之に抗抵せり、而ーて此島の女流にハ甚た强壯なる者も往々これあるゆゑ、雙方とも全く裸体に成るをも顧ミず角ひて百歩の地を

連れ行かむとするにも數時間を費ー、若ー誤て手を放せば、又逃れ去るゆゑ又角へり」。

ヒリピン島の土蕃結婚するとき、女家の父母先つ新婦をー出に林に入て隱れーめ、一時間の後新夫をー て日の め若ー日沒までに之を見出たーて連れ歸ることを得たらむにー、即ち之を妻とすることを免るすも、若ー見出たー得されば、永久其女を娶ることを免さず。ニウギニャにも、亦甚た之に似たる習慣あり」。

ウイリヤム氏曰く「フヒヂイ島に於てー或ー、實に腕力を用ゐる、或ー腕力を用ゐるの形狀を擬ーて、妻を娶るの習慣流行せり、而ーて新婦若ー引かれて夫の家に到りたる上にて、己が意に適せさる事あらば、必す能く己れを保護する人の家に逃れ去れり、されど若ー其緣に滿足するときー、婚姻忽ち調ひて翌朝朋友を饗應ー爾後夫妻を以て相視

るなり」と。

次に亞米利加の諸蕃中に見ゆる事例を擧けむ。

フエゴ人中に於てー捕漁の業を以て一家の生計と爲すに足るの資力を得たる者あるときは、一女を撰み、其父兄の承諾を得たる後、丸木舟又ー革等を製ーて、之に贈り、自分にも舟を造り、或ー人の造り置きたる舟を盜み來りて、機を謀て件の女子を偷み去るなり、此時に當り若ー女子に於て其男子を好まざるときー、林叢の內に身を隱ー、男子探ー飽きて捨てゆくまで出て來すと雖、大抵ー去る事なし。

カリホルニヤのチリバ人中の男子、妻を向へむとするときー、先つ之を女家の父母に計り、父母承諾するときー女子逃け隱るゝなり、而ーて三度隱れたる中、二度まで搜索ー得たるときー、即ち之を妻とすることを得べく、若ー然らさるときー、數週間を措て、再ひ同式を行へり

偖て此時合格すれば善ー若ー尚ほ合格せざれば、即ち破談と爲るの定なりき。

モスキト、インデヤン人中に於ては、婚約既に調ひ、聘貨をも拂ひ了りたる上にて、日を定めて新婦ハ美服を著ー、新夫合圖を竢て女室に侵入ー新婦を擒へて去る、此時新婦の親友數人走せ出てヽ、遮ぎり止めむとするの形狀を擬せり。

ウチレル氏曰く「アマゾン水の近傍の土蕃ハ別に婚禮といふ事を爲さず、只た女家の承諾の有無に依らず、女子を强奪ー、或ハ强奪するの形狀を擬するのみなり」と。又南米のロンセスシヨンといふ地の近傍のインデヤン人ハ女家の父兄に就て聘貨の應對を遂けたる上、其妻とせむと欲するの女子を襲ひて擒にー、林叢へ連れゆきて、滯留する事數日の後自宅へ率ゐかへるなり。

次に亞非利加の諸蠻に關する事實を枚擧せむ。

カフヒル人ハ妻女を買得せり、然りと雖矢張り賣買の約成りたる上にて、新夫に於て新婦を强奪ー去るか法なり、故に其日に至るときハ婿公其親戚朋友を悉く呼ひ集めて、助力せーめ、女家に於ても親戚朋友の隊を出たーて之に抵抗せり、而ーて新夫の軍若ー敗るヽときハ後日女子の獨り出てヽ野に在り、或ハ水を汲む所を待ち伏せーて、捕へ走るなり。

フタと稱する西部亞非利加の王國に於ていハ「婚約既に充分調ひたる後と雖、尚ほ一困難の殘り存する者あり、即ち新婦を婿公の家へ將て皈るの方法これなり、其故ハ新婦の諸親戚相謀り、力を極めて其家を護衛ーて、新婦を連れ去られじと務むれバなり、是の故ハ婿公ハ先つ女家を護衛する婦人等に物品を寄贈ーて、其勞氣を和らけをき、偖て

友人の騎馬に巧なる者を撰み、新婦を奪ひ去らーむるなり、其時又護衛の婦女子等ハ之を取りかへさむとて激ーく爭ふ也」。

グレイ氏西部、亞非利加のマンテンゴ人の婚禮を錄ーて曰く、男子ありてカヤエといふ地の女を妻とせむと欲ー、之を其母よ計りたるに、母ハ如何樣にもして連れ去らむことを許諾ーたり、是に於て一日件の女孤身よて晩飯を炊き居たる所へ、男數人の僚友を率ゐ來り、腕力を以て連れ去らむとーたり、此時女ハ大に吠へ狂ひて抗抵ー、或ハ噛み、或ハ搔き、或ハ蹋り斃ーて、逃むとーたり、見物の男女も多かりーが、皆袖に手ーて大笑するのみにて、敢て干渉せず、新婦に對ー「汝今ハ爭ふとも後速よ艮緣を賀するに至るべし」と言ひゐたりと。

デンハム氏西部、亞非利加のソグナの婚姻法を記ーて曰く「新婦を駱駝に載せて婿公の家へ連れ行くなり、而ーて其門に入らむとすると

き新婦わざと大に駭ける色を爲ーて、馬を下り逃れむとするの狀を擬す、之に附き添ふ男女も皆聲を放て叫ぶ、其上にて始めて肯ー入るなり」と。

ケイムス公曰く「內地黑人種中に於てハ、結婚の相談調ひたる上にて、新夫たらむとする者僚友を率ゐて女子の家を圍む、其形情恰も腕力を以て之を奪ひ去らむとする者の如ー、是の時に當り新婦ハ從者を聚めてどこまでも防禦せむとするの樣を擬ー、叫び狂ひて救助を乞ふと雖、敢て來り救ふ者無ー」と。

次に亞細亞の諸民種中に見ゆる事實を述べむ。

「サイナイ」に住むアラビヤ人中に於てハ、婚約既に充分調ひたる上にて婿公友人二名と共に婦の通行する路に待ち伏せーて、之を捕へ、無理に父の野營へ將ゆくなり、婦若ー其企を察知するときハ、婿の其意

に適すると否とを問はず石を投けて抵抗し、或ひは之に傷を負はむるに至る事さへありと」。

サルカシヤに於ては、婚姻の夜饗宴を開き、酒酣なるとき婿壯士を將て突入し、新婦を奪ひ去るなり、或ひは又婿短刀を抜て新婦の胴衣を刺す事も有りといふ。

大佐カンベル氏曾て印度のコンド人中に滯在する時、近隣の村落に轟しき人聲するを聽きたるゆゑ、喧嘩にもやと怪しみ、直に其場へ乘り附け見たるに、何やらむ赤地の布に大きく包みたる者を擔ひ去らむとする男ありて、年若き婦人ども數人猛り狂ふて追ひかけ來るに、包みを擔へる男の連類ともおぼしき少年二三十人之と挑み闘ひ居たり、依て奇怪に思ひ、其故を尋ねしに、告くる者あり曰く、彼の包を擔へる男は此日妻を娶りし者にて、包の内なるは即ち其新婦なりと、而し

て數人の女子は皆新婦の同輩にして、村の境まで逐ひ驅け出て、竹石を擲て新婦を奪ひかへすの狀を擬する者なりと」云云。

マクフルロン氏の記する所に依れば婚姻の夜酒酣なる時、歌舞起り、深更に至るに及て、新夫の伯父は新婦の伯父は新婦を擔ひて躍り、躍りの半に於て各々其擔ふ所を易へ、新夫の伯父新婦を擔ひて去らむとす、其時滿座分かれて二隊となり、新婦の僚友は之を遮きり止めむとし、新夫の僚友は之をして恙なく去らしめむとして、老若男女をな立ち舞ひり爭ふの狀を爲す、往々數時間の後に至りて始めて罷むと」。其他同じ印度の中央に住むコル人及び山丘中に住むバダカ人、マンダ人、ホス人、ガロス人、ゴンド人等みな大同小異の婚禮を行へり」。

ブリヤン氏マレイ半島の蠻民中の婚禮を記して曰く「婚禮に與る者

悉く皆集まりたる上にて、部族中の老者の一人立ち出て、兼て新夫婦の躰力に應ト て或ハ大きく或ハ小さく造りをける輪路へ二人を連れゆき、先つ婦をーて之を走り回らーめて後、夫をーて之に追ひ着かーむ、若ー追ひ着きて捕へ得ざれバ、即ち其婦を妻とするの權利を失ふなり、又或る時ハ兩人を林へ遣りて例の如く婦ハ逃け、夫に追ハーむる事もあり、但ー夫に於て必ずーも足早きに非そ、力強きよ非さるも、新婦をーて己れを戀愛せーむるに足るの天資さへ有れば、必す競走に勝つことを得るなり」と。

カルマク人中に於ていハ婚約調ひたる上、婚禮を馬上に於て行へり、即ちクラルク氏の說話に依れバ、先つ女をーて馬に跨りて馳け行かーめ、さて之を妻とせむとする男をーて同じく馬に鞭て追ひゆかーむ、若ー追ひ着くことを得たるときハ、直に其場に於て婚姻ーて、永く夫

妻と成るなり、然れとも女子に於て既に其男子を好めるに非ざれバ、必ず敗を取らす、一生懸命に其場を馳け逃るハか、或ハ又男子の馬倦れて進む能ハさるに至るまで馳け回りて、他日好男子に追ハるハことをまつ。

タンガス人及ひカムサスカ人中に於ても、エルナン氏の語に據れば、婿たらむと欲する者に於て、愛的を襲ひて其衣を裂き得たる上に非されば、婚姻未た充分に成就せざる者とーて、愛的に於て其宝家を離れて他處に在るときハ、男子に於て何時之を襲ふとも苦ーからすとするの習慣なりと。又昔ハサマニ人中に於ても掠奪式の行ハるハことを目撃せーム人あれど今ハ只た婿に於て杖を以て女家の父母の背を輕く撲つ事を以て禮とするのみなり。

蒙古人中に於ていハ緣談成就すれバ、娘先つ親戚の家に出奔ーて、其身

を隱す、さて婿公女家に至りて娘を得む事を乞ふとき女家の父之に告て曰く、我が女や既に卿の所有ぉ歸す、卿夫れ之を捜索せよ」と是ょ於て婿公其僚友を募集ー、て處々を探索ー、發見ー得たれや直ょ其家に將かへりて妻とするが禮なりと。又サイベリヤの諸蕃族中にも掠奪の禮を行はざる者無ーとなむ。

朝鮮の男子妻を娶るときや、馬に乘り、僚友を率ゐて、市中又や村内を驅け回くり、女家の門前に到りて止まる、其時新婦の親戚出て迎へて之をもてなー而ー、て后新婦を其家へ送り行けり。

著者曰く、ルボック氏の書に我か日本にも同じ婚禮の跟跡ぁる由見えたれど、未た其如何なる習慣を指すといふ事を詳にせず、嘗て聞く長崎地方に新婦掠奪の禮を行ふ所現に在りと。又考ふるに、西南の諸國に於て祝言の夜、近隣の者ども頻に婿公の家に石瓦を擲け込む事

ぁるも、元とや掠奪を防くの意に出てたる禮に非ざる乎、或や又婚禮の翌日婿公ょ水を灌きかくる地もありといふ、是れ英國に於て今尚ほ婿公ょ古靴を投けつくる習慣あるょ善く似たる事なり。

次にや歐羅巴の諸國に見へたる事例を擧けむ。

プルタルク氏に依れや、古代のスパルタに於ても新夫に於て新婦を強奪するの樣を擬ーたり。羅馬の平民中に於ても、掠奪の禮を行ひーに相違無き証據ぁり、即ちアピュレウスといふ人の文章に見えたる所に依れや、婚約調終の後、日をトーて新夫朋友を將て新婦の家に突入す、此時新婦や母、又や母無けれや其最近の親戚の膝下に居て、餘義なく奪ひ去らるゝの狀を爲す事なりき。佛蘭西の或る地方に於ては千七百年代の比まても同禮を行ひたり。

ケイムス公の「人類史」に近年せてウエルスの俗間に流行せー婚姻法

を敘して曰く、婚日の朝婿公其僚友の騎隊を率ゐて女家に入り婦を求む、女家に於ても亦僚友の騎隊を以て其求めよ應じ難き旨を答ふ、是に於て、僞戰起り、新婦馬に乘じ父兄に從て逃れむとす、婿公騎兵を率ゐて之を追ふ、此時兩家の騎兵ハ或ハ二百或ハ三百入り雜りて驅け回る樣甚た見事なり、人傦み、馬疲れたるの後、態と婿公をして新婦を捕ふることを得しめ、勝敗始めて決して、酒宴起る」と。

トヲセル氏曰く「土耳格のミルダイト人ハ決して同族相婚せず、男子妻を向へむと欲すれば必ず近隣の回教を奉する部族の婦女を擄へ來り、先つ洗禮を行ひて後、之と婚姻せり、且つ女家の父母に贈るに聘財を以てするゆゑ、女家よ於ても敢て之を以て凶事とせず」と。

愛蘭土よ於ていハ「婚約調修の後、婿公と新婦の僚友とともに馬に乘じて出て、兼て約しおく地よ於て新婦と新婦の僚友とに會ひ、之に對して小銃を投くるが禮なり、但し兩陣相遠隔せるを以て大抵ハ人を傷くるに至る事無しと雖、曾てホウス侯の此禮に於て一眼を失ひたる事ハ未た人の忘れもせざる事なり」と。

されば掠奪を以て婚姻の禮とする事ハ、五大洲ハ勿論、遠き島々に至るまで存する事なるを以て、人類進歩の際、一度ハ此禮を行ふの地位を經ざる者無きものたる事明白なり。且つ此儀式ハ社會の甚た進化せざる所に於て多くして、文化益々進むに從ひ益々消滅するの勢ある者なれば、之を婚禮の最も早く出づる者なりとするも不可なき事、勿論なり。

是に於て乎、婚禮の起原明瞭なり。前章に於て、婚禮ハ婚姻の動かし難く、易へ難き樣を表する所以の者なる事を述べたり、而して此處に至て、其然る所以の者も亦一層明瞭を加へたり、何となれば、退て掠奪の禮の旨趣を考ふるときハ、即ち妻は夫の自ら力を振て領取したる者なる事

を表する所以にして、現に腕力を用ゐると用ゐざるとの差異こそあれ、到底之を領取するといふ事に至ては差異無く、領取せられたる者は素より領取者の所有する所なるを以て、夫に於て之を擲棄せざる以上は、其妻に於ても、他人に於ても、其所有權を動かし難く、易へ難けれバなり。婚姻は神慮に出てたる事なれバ、人力を以て易へ難きものなりといひ、或は人の大倫なるがゆゑ、動かし難き者なりなといふが如きは、皆社會進化して敎理の世に至りたるの後に於て起れる論にして、未開の世よりは誰れも去る六ケ敷事を知るべきに非らず、唯た人の恐るゝ所の者は腕力なり、妻を制して夫に從はしむる所以の者も腕力なり、他人を制して我が妻を侵さゝらしむる所以の者も腕力なり、腕力の外依て以て婚姻をして婚姻たることを得しむる所以の者無し、宜なる哉原人の婚禮も亦腕力を以て婦女を掠奪するの所作に形どる事。

第三章

外女掠奪即ち不定婚より定婚に至る次第(其二)婚姻の定確及び妻女の貞操の起原。

第一節　婚禮ノ確定ノ起原

前章に於ては定婚必備の三事項の第一たる婚禮の起原の、外女掠奪なる事を述べたり。偖て此一節に於ては、同一外女掠奪の事よりして、件の三事項の第二たる婚姻の定確といふ事、即ち一旦夫婦たる者は永く夫婦たるべしと云ふ事の起る次第を述べむとす。

今又此婚姻の定確と云ふ事を分析するときは、即ち二個の事情ようして成り立つ者なる事を知る、其一は婦に於て永く其夫を夫とすべしといふ事これ

なり、其二ハ夫に於て永く其妻を妻とすべーといふ事これなり、而して妻に於て長く其夫を夫とすべーといふ事情の、外女掠奪より起る次第ハ、甚た見易ー、何となれバ、妻ハ素より其夫たる者が自ら腕力を振て外族より奪ひ來りー所の者なれバ、夫ヨ於て之を捨てさる以上ハ、其手を去らむとするも決ーて得べきに非さればなり。未開の世に在ていハ、腕力の外、能く人に勝ち、人を制する者無ー、故に婦に於て能く其夫に勝つの腕力無き以上ハ一生其權下を脫するの道無き事勿論なり。次ヨ又夫の方に於ても一旦妻とーたる者ハ、之を一生妻とすといふ事の起源も、甚た見難きに非ず、其故ハ、蠻人ハ今日の開明人の如く道義の上よりーて、妻ヨ對する義務を守るべーなどいふ思想を有せざる事勿論なり、と雖、其初め之を掠奪するに當り、必ず多少の勞力を盡くー、危難を冒ー、饑渴を凌て獲たる妻なるを以て、今さら輕々ーく之を捨つる念の起るべき理由ハ無ければなり。凡そ自ら辛苦を舐めて、製ーたる物、又ハ獲取ーたる物ハ永く之を保持ーて捨てざる事、人の常情なり、蠻人に於ても亦然り、其自ら製造したる丸木舟、武器、等ハ永く之を領有ー、使用して、中途に於て捨つる事無ー、妻奴に於ても亦然り、既に其用益あるを知るからにハ、決ーて之を捨つる事無かるべー、前にも述へたる如くチヽスタラリヤ人の如きハ、妻をーて「牛馬の勞を取らーめ、衣食を調達せーめ、之を以て夫の憤怒驕慢の情を受け被るの器具とす」といひ、曾てチペワヤン人の酋長がヘルン氏に對ーて言ひー所を聽くに「女子ハ勞働のために存する者なり、女子一人あれば能く男子二人分の荷物を擔ひ又ハ引くことを得るのみならず、男子の爲めに野營を造るも女子なり、衣服を調修するも女子なり、夜中の温暖に供ふるも女子なり、依て此國に於ていハ荷も男子たる者が女子を率ゐずーて旅行する事など絶ゑて無ー、

と。此等の事實を以て見れば、蠻人と雖婦女の用益あること無生無心の器具に勝れる數等なるを知るを以て、假令他物ゝ之を捨つるとも、妻女のみゝ必す永く之を保持する事勿論なり。此事ゝ別に事實を以て憑證するにも及ハす、外女掠奪よりて既に一般の事實なりとする上ゝ必す其れに從て起らざるを得ざる事情なり。

第二節　妻女ノ貞操ノ起原

定婚必備の三事項の第三たる妻女の貞操と云ふ事、即ち既に一男子の妻たる者ゝ、餘他の男子と婚媾すべからずと云ふ事も、是れ亦外女掠奪の習慣に原因する者なる事、多言を要せずして明白也。未開の世に於ては、素より貞節といふ詞も、思想も無きゝ勿論にして、貞節は女子の道なりなど云ふ事ゝ、皆社會進歩して教權起りたる上にて言ふ事にして、蠻人の夢にだも知らざる所なり、されば蠻人中に於て女子を制して其節

を守らしむる所以のものゝ何ぞといへバ、即ち矢張り夫の腕力是れなり。己れ一人にて之を專用して、他人の常情なり、蠻民と雖豈に此情無くして之を使用することを許さゞるゝ、人の一人之を專有して、他人に借すこと無かるべく、妻奴に於ても亦然り、己れ之を奴隷として專有して、之を以て情慾を恣にするの具とする上ゝ、他人の之を使用して情慾を恣にするを許るさゞる事勿論なり、是れ亦事實の憑証を竢たずして明なり。臺灣人すらも我が妻の姦淫を憤ることと甚しといふ、即ち利爾撲沙島誌に依れば「姦淫する者互に密にすれども、露顯する事屢多く、若夫其婦姦するを知るときゝ、其姦夫に讎を報ふ、其法ゝ其人の隨意にして定法有る事なし」と。又曰く「夫其婦の姦するを知り、其讎を報せむと欲するとき、朋友有て互に事無きに至ら

ーめむとするに、姦夫若ー其罪を隱ー陳ーて、其姦を遁れむとすれバ、其殃愈々大なり」と。

第三節　腕力ニ基ク婚禮ノ定確、妻女ノ貞操ハ不完全ナル理

以上五節ヨ於ては、族制發達の基本たる定婚と云ふ者ヨ必ず具備すべき三個の事項ハ皆、外女掠奪の一事よりーて起る者なる事を述べたり、然るに爰に誤解を除かむため、聊か述べおかざるべからさる事あり、即ち他無ー第一、第二の二節に述べたる理由に依り、婚姻の定確と云ふ事も、妻女の貞操と云ふ事も、掠奪の一事よりーて起る者なりといいふもの丶、斯く起りたる定確及ひ貞操ハ、未た完全の者ヨ非ざる事これなり右の二節に於てハ、只た其起原を述べたるまでにーて、其完全の有様に達する次第を述べーものにあらず。掠奪に由て起る定確及ひ貞操の、未た完全ならずとする所以の者ハ他無ー（掠奪とハ全く腕力に依て成

る事にーて、人の腕力は其性質常恒不變なる者に非ざるに因る。）素より人にハ老病傷死の四苦ありて、無智蒙昧の世に在てハ生存の路、定靜ならず、治療の術充分ならざるが上に、爭鬪の激ーきと今日の比に非されバ、昨年ハ血氣盛なりーも、今年ハ餓ーて衰へ、昨日ハ五躰健なりーも、今日ハ病み疲れ、朝に强壯なりーも、夕に傷を負ふて弱はるの類多き事、實に開明人の想像も及ばざる所なるべー、果ーて然れば、假令今日ハ腕力のために制せられて夫の命に從ひ、之に對ーて節を守るの妻奴と雖、明日其病み衰ふるに當てハ、之に從ハずなり、今年ハ能く他人に勝て婦女を專有する者も、若ー明年負傷するに當てハ、他人の爲めに之を奪ハるゝの類も隨て多からざるを得ず、是れ其不完全なりといふ所以なり。斯く不完全なる樣より漸々完全なる樣に移り進むの次第ハ、素より今爰に論すべき事に非す、只た此所に於てハ蠻人の婚姻をーて始めて定

確あり、貞操あらーむる所以の腕力と云ふ者い、元來定恒不變の者に非ざるを以て、僅ょ之に由て起る事を得る定確貞操も、從て又定恒不變なる能はざる事に注意ーおくべきのみ。第二部に至り姓族の起原を論ずるとき、此事必要なるがゆゑ、即ち此序に述へおく者なり。

此處に至て族制の根本たり、基源たる定婚といふ事の由て起る所既に充分明晰になりたるを以て、先つ第一部を此に閉ち、是れより第二部に進て、此根本より種々の族制上の慣例、制度、儀式の成り出づる次第を討究せむとす。

第二部

族制發達篇

第一部に於ていい、未た少ーも族制上の慣例制度儀式を有せざる原人中に於て、族制の根本となる事項の、始めて起る次第を述べたり。次に第二部に於ていい族制の此根本より起り、漸々發達ーて、終に成熟の有樣に達する次第を述べむとす、但ー發達といい、初め不限定にーて、且つ單純なる根本の中より、漸々限定にーて、且つ庞雜なる慣例制度儀式等の成り出つる樣を謂ふ也。

第一章

異族相婚の習慣幷に之に基づく慣例制度、即ち姓族、異族相婚、男女買得法、聘財等の起原。

第一節　異族相婚ノ起原

異族相婚とゝ、所謂同族相婚に反對する事にして、同一聚落又ゝ同一部族に属する男女の相婚姻する事を禁じ、妻ゝ必ず之を他の聚落又ゝ部族より迎ふべしと定むる制度を謂ふ。惰て斯る制度の起原を尋ぬるに「是れ亦夫の外女掠奪の習慣に因て起る事たるを知る請ふ其次第を述べむ。

抑々外聚落又ゝ外部族の輩と爭闘する事未た起らざる

歟、或ゝ又既ゝ起りたるも、未た激しきに至らざる場合ゝ於てゝ、素より外族の器財婦女等を掠奪する事を以て、さまで貴き所作なりとするに至る事無かるべしと雖、若し之に反して、外女を掠奪し來りて妻とするを善き手柄いつも激しき場合に於てゝ、外女なりとする情益々大なるに至るべし、然のみならず、凡そ爭闘の世に在てゝ、武勇の外に人の尊しとする所の者無き事勿論なれば、武勇ありて能く戰に勝ち、能く敵族の品物を分取りし、男女を擒掠する人あれゞ、其人ゝ他人の殊に尊崇する所となるに相違無し。果して然らむにゝ、凡そ其人の爲す所ゝ、他人に於ても皆舉て之に習ゝむとする事勿論なり。是の故に、外族と戰爭する事數世の永きに及ぶときゝ、其勢ひ終に外女を掠奪し來りて妻とするの勇氣無きに依り内族の婦女を妻とする者あれゞ殆と同族の人に對して面目を失するに至りて、苟も一箇の男子

たらむと欲する者は、必す外群の婦女を掠奪ーて妻とすべーといふ事其一群中の慣例となるに相違無ーと。」是を以て四方の蕃民を見るに、外女を掠奪する事婚姻の正經なる者とー、同群の男女子相婚嫌するを以て、違例なりとする者古今に多ー。）亞非利加のホテントット人中に於ていへ、親族どち相婚する者あれば、死刑に處すといひ、赤道州の西に住む黒人中に於ていへ、最遠の親族と雖、相婚するを免さずーて、妻奴いへ必す之を外族に取るーと言へり。スモタラに於ても同族の者相姦するときいへ、男女とも死刑に處するなり。コンド人いへ娘を同族中の男女に嫁せーむるを以て恥辱とー、妻いへ成るべきたけ遠方より娶るを以て榮譽とせり。カルマク人の中にも「數部族ありて、同部族の男女娶嫁する事なー」と云ふ、サルカシヤ人、サモア人等に至ても同樣なり。其他一々枚擧に遑なー。

第二節　姓族、及ヒ異姓相婚法ノ起原

前述の次第に依り、外族の女を妻とするを以て一般の格律とするよ至れる上いへ、其格律又必す早晩變化ーて別種の習慣と成らざるを得ざる所以の者あり、即ち他無ー、假令習慣よ於て外族の女を娶らむ事を要するも、之を娶るべき地既に無く成りたるよりーて、起る變化これなり。其無くなる所以の原因に種々あんども、例へば外方より侵入せむとする民種に對ー防戰せむとするに當り、身方に不和あるときいへ敗績に至り易きゆゑ、前には相敵對せー部族どちと雖、今いへ和睦ー力を協ーて敵族に當るに至れるを以て、互よ婦女を掠奪することを爲ー難くなる場合もありぬべー、或いへ又未た其全族を斃すにいへ至らざるも、其婦女いへ悉く皆之を掠奪ー盡くーたるに依り、後に成長する男子に於て、妻奴を得るの地無きに苦ーむに至る事もありぬべー。或いへ又ラテン人とサビイン人

との塲合に於ける如く掠奪せられたる婦女に於て中裁を計りて兩族和睦に至るため更に掠奪を實行ー難きに至ることもあるべー斯る塲合に立ち至りたる時ハ、果ーて如何すべき。外族より女子を掠奪ー來り難きに至りたればとて、今さら妻を內族に娶るときハ、前節に述へたる次第に依り、卑怯なりとて譏らるゝに相違無ーされど凡そ未開の世に在ては、男子の恥とすべき事、卑怯と言ハれ、無力と譏らるゝに越す事無けれバ、苟も力量ある者ハいかにもーて此譏を避けむとするに相違無ー。是に於て異族相婚の習慣一變ーて異姓相婚の習慣と成るものなり。請ふ其次第を說明せむ。前述の都合に依り眞に外群より女子を掠奪ー來るといふ事、今ハ既に爲ー難きに依り、以前外族より掠奪せられて來りー女子の血統を受けたる者をバ、假りに外族の血統に出てたる者と見做ー、掠奪の禮を以て之を聘ー妻とするに至るべー、然するときハ、一方に於てハ內族の男女相婚する事無かるべーとの格律に戻らざることを得、又一方に於てハ外族に求めずーて妻を得るの便宜を得べー、是に於て、同ー女子の血統に出てたる者ハ、世々同稱を以て之を呼て其他の女子の後裔と分別ー易き樣にー、以て其相婚を禁制するに至るへー、是れ即ち姓といふ事の起りにて、既に姓の法ある民種ハ、必す皆同姓の相婚を禁制する所以なり、而ーて其同姓を以て相呼ふ者を總括ーて、姓屬と謂ふなり。即ち支那に於て女扁に生の旁を添へて「姓」の字とするハ元と同ー女子の血統より生まれ出てたる後裔といふ義なる事疑ふへからす、說文に「姓人所生、古之神母、感天而生子、故稱天子、因以從女」とあるハ例の臆說にて、其外女掠奪に根元する者なる事を知らざるに出てたることなるへー、三墳にハ「男女搆レ精以二女生一爲レ姓」と見えたり、古代の姓を見るに果ーて女子の稱を取る者多ー、即ち姬、姜、嬴、姒、婢、嬀、姞、妘、婤、

始、妊、嫁、の類これなり　希臘語にて姓の事を「じのす」といひ、羅甸よりて「せんす」といひ、梵語に於ていう「ダなす」といひ、英語に於ても「せんす」といへり、依て今其根元を尋ぬるに、羅甸の「せんす」ハ「ぎくの」即ち生。むといふ字より來り、希臘の「じのす」ハ云ぐのまい」即ち生。むといふ字より來り、梵語の「がなす」も矢張り「がなまい」即ち生。むといふ字より來れり、而ーて英語にてハ羅甸語を其まゝ採りて「せんす」といふにて、生。む事をも「せねれいと」と言へり即ち「せんす」「せねれいと」と同根より出てたる字なり。

偖て古今東西の民種を見るに、母系の親族を以て同姓と爲ーて、其相婚を禁する者、果ーて多ー。チンズタラリヤの土蕃中にハ異姓四箇ありて、其同姓に属する者ハ、血縁の有無に係ハらず、結婚する事無ー。亞非利加西赤道洲の記に曰く「各部族中數姓ありて、子ハ大抵みな母の姓に附くが法なり、而ーて其同姓に属する者ハ、決ーて相結婚することを得

す、總へて同姓の相婚を以て、忌むへきの甚たーき者とせり」。と　印度にていハカシヤス人、アイアング人、ワラリ人、等一々みな數部落に分かれゐて、同部落中の者相婚する事無ー。トチダ人中に於ていハ、姓族を「さむ」と謂ひ、ホス人、モンダ人等の中に於ていハ「きいり」といひ、カラウ人中に於ていハ「まいり」と稱へて、皆相婚を禁制せり。セイロンに於ていハ「自身と同一の「くぢ」に属する者と結婚する事を禁ずるが法にて、其「くぢ」といハ即ち母系の親族をいふなり」と。　サイベリヤのヤクット人も「若ー妻を得むとするときハ、必す之を他姓に求む」といふ。次にまた亞米利加洲の土蕃を見るに北米の北西に住むチンヂアン人中に三姓ありて、チッサング姓の人ハチッサング姓の人と結婚することを得ず、會々同種の人と結婚する者あれば、大に之を嘲けりて仮令兩人の間に一切血縁無きにも拘ハらず之を目ーて同胞の姦婬なりとせり、他の二姓に於ても亦然

り、而ーて子ハ皆其母の姓、を繼く云云と、其他總べて北米の赤色人種中に於てハ、同姓の相婚を禁ずる事及ひ子を以て母の姓に附かーむる事を以て、族制上の二大律とせざる者殆と全く無ーとルボック氏に見えたり。又中米のユカタ人中に於ても、同稱の者の相婚を禁止せー由、ヒラ、氏に見えたり。ブレット氏曰く「ギャナのインデヤン人ハ、分かれて數血統と成りゐて、各血族其名を異にす、即ち「ジイダイ」「クルアブダイ」「チニシダイ」なぞいふ者是れなり、而ーて開明國の習慣に反ーて、母系の子々孫々のみ同姓を繼くが常法にて其同姓を稱する者ハ、決ーて相結婚せず、（中略）若ー此法に背く者あれば、目ーて惡人とす」と。此外にも同事を憑證するに足る事實五大洲の諸民種中に甚た多けれど、今一々之を擧げず。

さるやどに凡そ事の實を失ひたる後までも其形樣のみを存するハ、慣

例の常なり、即ち夫の掠奪の禮の如きも、外女掠奪の實、既に消絶ーたるの後までも、盛に行ハるゝものなる事、前部第二章に於ても述へたるが如ー。異姓相婚の事に至りても亦然り、實際上內族の女を娶るを恥とする事も罷み、女系のみを親族、の基本とする事も無くなり、既に父系を以て姓族の基本とするに至りて後も、其姓といふ事に至てハ同一なるを以て、尙ゐ前日の格律ま拘泥するハ、自然の次第のみ。世に其例多ー。現に支那人の同姓相婚を禁する事ハ世人の通知そる所なり。印度に於ても、現に六等身以內の相婚を禁ずるのみならず、同姓を名のる者ハ、相婚する事無ーとペシャル氏の「人種編」に見えたり。希臘に於ても、上古に在てハ同姓の相婚を嚴禁せーにて、後世に至りても尙ほ此格律を捨てず、只た惡く親戚を失ひたる女子、及ひ遺產を受けたる女子の場合に於てのみ、家產の他姓に移る事を防かむため、同姓の男子に嫁する事を

免るゝよー（但し是れは母系の血統のみならず、父系の血統をも掛酌するに至りたる後の事なり）モルガン氏の「古代社會誌」及びグロウト氏の希臘史に見えたり。羅馬の上古に於ても「姓族に係る制規の犯ー難かりー事殆と一種の法律の如き勢ありー」て同姓の者と結婚すべからずと云ふ制規も、即ち其一に居れり、仮令後世の法典中に其明文見えざるも、到底斯る格律存在せーに相違無き証據ゝ色々あり、古代の羅馬人の系圖を見るに、夫妻とも同姓より出てたる者無きも一の証據なり」云云と「古代社會誌」に見えたり。但ー日本に於て始めより、姓族といふ者無く、從て又同姓相婚を禁する事も無かりー所以の理ゝ之を後に述ふ。又始め女系を以て親族の基本とせーより、後に男系を以て之が基本とするに至りー次第も此部の第三章に於て之を述ぶ。

第三節　妻妾ヒ聘財ノ起原及買取法

前章に述ふる次第に依り、一般に同族中の異姓の女子を撰みて娶るを常例とするに至る時ゝ、爰に又必ず之に從て起らざるを得ざる所の習慣一つあり即ち、器具財寶の類を以て妻女を買ひ取るの習これなり。請ふ其此に至る次第を述べむ。抑々蕃人の間に在ていゝ、女子ゝ悪く其父又ゝ舅の所有物とーて隨意に使役する所たる事ゝ、言ゝすーて明なり。始めより他家へ嫁するの目的を以て女子を教育するなどいふ事ゝ既よ充分開けたる世の事なり、無智蒙昧の世の人の間に於ていゝ、決ーて去る高尚なる事あるべからず。さて女子にーて果ーて其父舅（おじ）の奴隷とーて使役する所たらむにゝ、他人の之を得て妻とせむと望む者あるも、決ーて異議なく之を與ふるの謂ゝれ無ー、是れ尚ほ其所有する武器又ゝ衣食を得むと請ふ者ありても、決ーて異議なく之を與へざるか如くなるへー。是に於て、他人の女を得むとする者ゝ必す先つ其價格に

酬いるに足る所の品物若しくは財實を女の父舅に贈附して其承諾を買ふ事となるべし、是れ即ち、聘財といふ事の起原にして、後に女子を使役する事無くなりても、尚ほ婚約結締の標示として、結納を贈貽するに至りし所以なり。ルボック氏曰く「コラク人中に於ては、婚姻は全く賣買の一種にして少年若しくは能く新婦の代價を拂ふの力ある場合に於ては、新婦を以て自家の財產とすることを得べし、若しくは之に反して、僅に其價格の一部のみを拂ふに堪ゆる場合に於ては、半ば其女子を以て妻とすることを得べし、之を半婚といふ、半婚の場合に於ては、新夫に於て新婦を己が住家に率て歸りて之を奴隷とするの權利無く、自分其女子の家、即ち其女子の所有主の家に行きて、勞役する事なり」と。又曰く「アザラ氏に依れば、グアナ人中に於ては、婦女買得の金高に應じて、婦より夫に對する義務及び拘束に就き甚だ細密なる約條を取り結ぶなり、即ち其條

款の中には婦より夫に供すべき食物の量、薪木を供すべきと否との事、全く其妻たるべきか將た又他の男子と婚することをも得べきやの事、其他の男子と婚することを得るの時限は如何等の事項に係る者ありたり」と。また和爾摸抄島誌に曰く「土人婚を爲すや、男子其婚せむと欲する女子に幣を贈る、女子其母或は伯母或は親屬に賴み、之を其父に見せむ、其幣其親の心に適ふ時は之を納む」と。又曰く「姦夫より二三頭の豕を其姦婦の夫に贈る時は其姦罪滅して互よ怨讎を懷く事無きに至るもわり」と、即ち女は父の所有たり、妻は夫の所有たるがゆゑ、之を娶り之と姦するに代價を要求するの念に出てたる習慣なる事顯然たり。

右等は皆眞の妻女を買取する者の例なり而して支那、日本等に於て今尚ほ婚約調修の示として聘財を送る者あるは、此習慣の實を失ひたる後までも尚ほ其形樣のみを傳へ守る者たるなり。周禮に曰く「凡嫁子

娶レ妻者、入レ幣純帛無レ過二五兩一」と、横山由清先生の日本婚禮通考に曰く、「又婚姻を求むるにハ媒妁を以てし、嫂問契約の驗として物を贈るも、古來よりの禮なり」云云と、但し嫂問契約の驗とするの意を以て物を贈るよ至りしハ、後の世の事にて、其初めハ其物を以て女を買ひ得るの意に出てしものなるべし、然らざれば、物を贈る事の外にも婚約の驗とするよ足る事ハ色々あるべきに、何故此事のみを以て其驗とするにや、解し難かるべし。

第四節　死者ノ親戚其寡婦ヲ領取スル習慣ノ起原

原人ハ皆右の如く幣を入れて其妻奴を買得したる者なりとする時ハ即ち容易に解釋し得べきも、若し始めより買取の法無しとするときハ、全く其由て來る所を詳にし難き習慣今一ありて、即ち夫死去する時ハ、親戚に於て寡婦を占領する習慣是れなり。夫れ一旦幣を入れて買ひ得

たる上ハ、妻奴ハ其買主、即ち夫の所有品たるべき事、勿論なり、是に於て、其夫もし死去するときハ、遺族ハ於て其一切の所有を譲り受くる事となるハ當然の次第なり、故に曰く、一理に依り、妻妾をも譲り受くる事となるハ當然の次第なり、故に曰く、件の習慣の起原ハ妻女買得の習慣に在りと。爰に其一二例を擧けむに、ハイダ人中に於てハ死者の寡婦其兄又ハ弟に歸すといひ、ズル人中に於ても寡婦ハ亡夫の同胞の手に歸すといひ、ダマラに於ても「酋長死ねハ、生き殘りたる妻女ハ皆其夫の兄弟、又ハ最近の親族の譲り受くる所となる」といへり。サモア於ても「死者の兄弟ハ其寡婦に婚するの權利ある者とす」といふ。古代のバビロニア於ても「死者あれハ、直に其兄弟に於て既に各々自己の妻あるよも拘ハらず、寡婦を取て妻とし、若し兄弟の之を取る者無けれハ、餘他の親族に於て之を娶るの權あるものとしたり」と。但し兄弟に於て之を譲り受くる所以の者ハ、女系親族

法の行はるゝ、世に於ていは兄弟こそ母に次く最近の親族なれゝなり。豈に只た兄弟のみならむや、子にして亡父の妻を譲りうくる者さへあり、即ちトムソン氏に依れゝ新ヂイランドに於ていゝ「父の寡婦ゝ其子之を譲り受け、兄弟の間に死者あれゝ、其生き殘りたる者寡婦を譲り受くる事なりき」と。ミシミス人中に於ては「男子の或ゝ死去して、或ゝ老衰する者あるときゝ、其數妻を子に分配して妻とせしむ」と。古代の墨西哥に於ても未た子を生まざる寡婦ゝ之を其亡夫の子ゟ嫁せしむるの習慣ありたり。エクバ人の子ゝ「自身を生みたる母を除くの外ゝ、悉く其父の妻を譲り受く、但し自己の母のみとゝ婚姻せすといひ、マブチ人中に於てゝ「曾て寡婦を以て遺産の一種と見做せしがゆゑ、死者の諸男子に於て、各自の本母を除くの外の諸母ゝ悉く之を共有して妾とす」と見えたり。

第二章

女系族譜法及ひ之に基く慣例制度、即ち官位財産等の女系に傳ふる事、女系の尊屬其卑屬を督制する事等の起原。

第一節　女系ヲ族譜ノ基本トスル習慣ノ起原

東西の開明國ゟ於ていゝ、子を以て父母兩人の子なりとする事、數千年以來の習慣なるを以て、是ぞ正しく人類固有の族制上の制度にして、此外には敢て異法ある事無かるべしと思ふ者も多けれど、今亦事實に就て之を見るときゝ、決して然らず古今の別無く、民種の未た開けざるに當ていゝ、只た母と子とのみの間に血緣ある事を知て、父と子との間に血緣ある事を認識せず、母黨の血脈を受けたる者のみを以て親族中に算入

ーて、父系の血脈に屬する者い一切之を親族と爲さゝる者多ー。今之を稱ーて女系族譜の法といふ即ち此法に依れゞ、爰に甲の女ありて、男子と女子とを持つとするときゞ、其男女子い共に甲女の子たりと雖甲女の夫の子にい非ず、又其男子若ー後ふ乙の女を娶りて子を生むときい、之を甲女の孫といはせず、只た乙女の母の孫とのみするなり、又之に反ーて、甲女の女子後に丁の男子に嫁ーて子を生むときい、其子と丁の男との間ふい一切血緣無き者とーて、只た甲女の娘の子とのみする也、以下之に準ず、即ち圖の如ー、圖中四角形中に記する者

女系族譜之圖

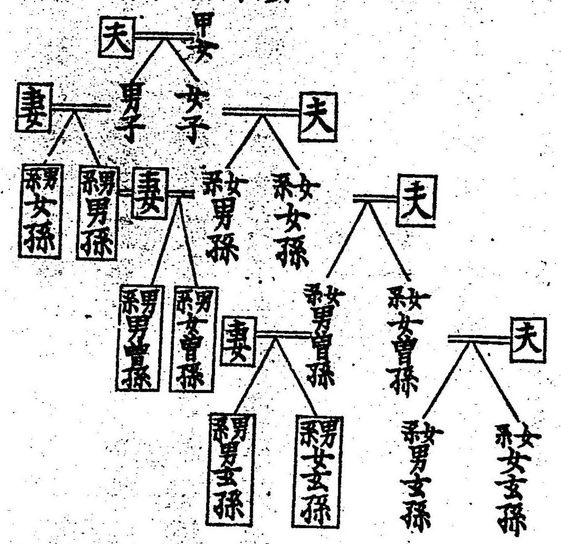

以下準之

い外族に屬する者にて、甲女の親族に非す。

偖て進て斯る習慣の起りー次第を述べむに、其原因に種々あり、即ち左の如ー

(一)同族相婚ヲ禁スル習慣　件の習慣の原因の最も重大なる者い即ち前章に述へたる同族の相婚を禁する習慣これなり。前章第一節に於てい未開の民い常に爭鬪掠奪を事とするに因り、外族の女子を掠奪ー來りて妻とするを榮譽とー、同族の者と婚嫁するを卑怯とする事を述へ、進て第二節ふ至りて、外族の女を掠奪ー難き事情起りたるときい、已むを得ず外族より來りー女子の內族の男子と婚姻ーて生みたる女子を娶るに至る事を述へたり、是れ即ち女系のみを以て血緣即ち族譜の基本とする習慣の由て來る所なり、何となれゞ、假りに母と子との間にのみ血緣ありて、父と子との間には血緣無ーと見ればこそ、同族の男子の

子たるにも拘いらず母さへ外族の人たる上い其子を外族の人と見做ーて之と結婚ーても敢て同族相姦の咎を受けざる者なれバなり。若ー原人をーて父と子との間よ親密の血縁ある事猶ほ母と子との間の如ーといふ事を充分に認識せーめたらむにい、則ち姓なる者全く起り難き道理なり、何となれば、前章に於ても充分事實に徴ーて証明ーおきたるが如く始めい皆女生を以て姓とーて男系の血族を同姓中に算入せざる者なればなり。即ち前圖に就て云ふときい、甲女と姓を同ふする者い、其男女子幷に其娘の生みたる男女(即ち女系の孫幷に其女子の生みたる娘の男女(即ち女系の曾孫)等にーて、其男子の生みたる諸子(即ち男系の孫)以下い全く之を省き、其娘の生みたる男孫の後裔、其女系男曾孫の後裔其女系女曾孫の生みたる男子の後裔、等い悉く之を省くなり。斯く一切男子の血統を度外視すればこそ、同族異姓の女を娶りな

からも、同族相姦すべからずとの格律よ背かさることを得るものたり、故に曰く、女系を以て血縁の基本とする習慣に在るなりと。されど、斯く言ふときい又必す問ふ人あらむ、凡そ子たる者い、其父母兩人の子にーて母のみの子に非すといふ事、皆人の知る所なり、故に同族相婚の禁を犯さゞらむとするの一事位にて、全く父子の血縁を度外視するに至るといふい、奇怪の事ならずやと。余輩い之に答へて曰く、子い父母の子なりと、いふ事を既に了知する上は、此事いかにも奇怪なりと雖其實い然らず未開の世の民は、母子の間に血縁ある事のみを知りて、父子の間に血縁ある事を知らさりーならむと思はる、所以の事情多くあり、果ーて之を知らさりー時代ありとする上い後に之を知るに至りても、尚ほ知らさりー時代の習慣を維持するい決ーて奇怪の事に非す、即の左の數

を讀て其次第を知るへし。

(二)原人生殖ノ理ヲ知ラス　抑々母の血統のみを以て親族の基本とするハ、父の父たる事を知らさるかゆゑならさるを得ず。されハ原人ハ父を父と知らさりしならむと思ハる、所以の事情ありやと問ふに、答へて曰く、是れあり、即ち無智蒙昧の原人どもは、胎孕生育の生理を知らさるかゆゑに嬰兒の出生するハ、男女の媾合に因る事とハ知らす、只た嬰兒ハ女子の身より自然に成り出つる者なり、と思へる事これ也。夫れ開明諸國の人民こそハ既に業に數世の間の經驗を積み、諸方の人の經驗を集めて、之を子々孫々に傳ふるゆゑ、皆能く生殖ハ男女の媾接に原因する者なりと知るど雖、太古に在ては未た左る經驗を積むの遑なく、又雖れありて生殖ハ男女の媾合に原因する事なりと敎ふる者も無けれハ、遇々子を上くる者あるを見ても、子を產むハ女子の常なりとのみ思ひて、男

子の之に與て力ある事を知らさるなり。且つ若し昨日媾合して今日子を生む者たりしなれハ、昨日の事ハ今日の事の原因たる次第に心附く事も或ハ有りぬべけれど、奈何せむ媾合の後平均四十週間を經されハ分娩に至らさるゆゑ、其間に原因結果の關係ある事に心附き難きハ理の當然のみ、豈に只た然るのみならむや、一旦媾合して既に孃娃するの後と雖尙ほ夫れと知らずして媾合する者多かるべきを以て、男女媾合すれハ四十周間の後に斯々の結果ありといふ事に心附くの機會、絕えて無かるべし。豈ゐ只た然るのみならむや、媾合の後孃娃する女子もあり、又せざる女子もあり、又同一女子よりしても、媾合の後孃娃する時と、せざる時とあれハ、是れ亦原人をして生殖の理を知ることを得ざらしめし原因の一たりしに相違無し。夫れ生殖の事たるや、生理中に於ても甚た深遠なる者にして、世人か其眞理を究むることを得るに至り

ーハ今を距る僅々數千年の事なり、而ーて其以前に在てハ、全く眞理を知らざりーなれども、只た數千年の經驗を以て、男女の適宜の時期に於て、交接する時ハ或ハ孃孕する事ありと知るーたる者、適宜の時期に至りたる者なり、果ーて然らむにハ、其經驗の度數少なく、且つ其たび毎に極めて異同あるが上に、過去の經驗を以て現在の經驗と對比することを得る所以の記憶力さへ薄き蕃人どもハ、何ぞ其事を知るを得むや。宗教進化論に於て、太古の原人ハ夢をハ夢と知らざる事を述べたり、其生殖の生殖たる事を知らざるも、亦同樣の事實のみ。チリノコイ|ンデヤン人ハ、雙生ハ其母の姦通せーに證據なりと妄信せり、蠻人の生殖の理に暗き、亦見るべきのみ。ペシャル氏曰く、蠻人が父子の間ゑ血緣ある事を疑ふ所以の者ハ、婦女に貞操無きに因る者の如く見ゆと雖、未た必ずーも然らず、大抵ハみな父子の間の生理上の關係を知らざるゑ依

る事なるべーと。其故ハコルチ人、西部亞非利加人、ダホメ人、イロコア人、等ハ皆舅甥相繼くの習慣あるにも拘ハらず、婦女の貞節を重する事甚ーく、姦婦を罰するに、或ハ死を以てーし、或ハ放逐を以てするー位なればなりと。夫れ今日の開明國に於て、十中の九人ハ皆生殖の次第を知る中に於て成長ーたる童子ずらも、自身婚期に達するまでハ、生殖の媾合に原因する事を知らざる者多きに非ずや、豈に只た童兒のみならむや、大人君子と雖、草木の果實を結ふハ雄蘂と雌蘂との密接に因る者なる事を知らざる者多きに居れり。蕃人果ーて生殖の理を知らずとせバ、父の嬰兒出生に關係ある事を知らざるも勿論なり、然らば又從て其嬰兒を以て之を生みたる女子の兒なりとのみ思ひて、其女子と媾合せーし男子の兒たる事を知らざるも自然の次第のみ、故に曰く、此事も女系族譜法

族制發達篇

(二)原人ノ婚姻不定ナル事　爰に又、仮令原人に於て生殖の理を知りたりとするも、尙ほ且つ婦女の血統のみを以て親族の基本とせざるを得ざる所以の事情あり、即ち他無し、嬰兒生まれたる時其父を誰れと定め難き事これなり。第一部に述べたる如く、族制未だ發達せざるに當り、同群中の男女亂雜に婚媾する時に於ては、一女子よりて時期を定めす數多男子と媾合する事あるい勿論なれば、子生まれたる時其父を誰れと定め難きに依り、只た之を以て其之を生みたる母の子とするのみなるい自然の勢なり。偖てまた一歩進みて、隣群爭闘するに當り、外女掠奪の事起り、第一章に述べたる次第より掠奪せられたる婦女い其之を掠奪したる男子の特に占有する所となるに及でい、素より數男子に雜婚する事止むがゆえ、前の如く嬰兒の父を誰れと知り難きの患い既に無かるべしと思ふ人もあるべきなれど、今能く〳〵其事情を熟察する時い、即ち其

必ずしも然らざるを知る、其故い、此時に當り雜婚より特婚の慣習に移り進み得たりとい言ふ者の、其特婚たるや決して道義上の思念に出たる開明人の婚姻の如きものに非ず、只た一時腕力の多少に依て定まる事にして、人の腕力い素より常恒不變なる者に非ず、今日能く衆に勝つも、明日い又他人の制する所となりて之が爲めに其妻奴を奪はれ、奪われてい又奪ひ返へしなどして、變轉極まり無きか上に、一旦男子に嫁したる者い他夫に嫁せずなどいふ道義上の想念は素より少しも無き時代の事なれば、一女子にして數男子の妻奴とする所となる事あるも計られず、爭闘龍みたる上ごそは腕力者變ずる毎よ之に從ふ女子も其主を變ずる等の事罷むへしと雖爭闘尙ほ酣なるに際していい必ず數々其主易いらすといふ事保し難し、されば從て又兒を生みたる時、其父を誰れと定め難き場合も多かるべし。今日の如く、人々一定の地に安居

すれバこそ、婦女の貞節といふ事も起れるなれど、只た腕力の外に婦女の行を制する所以の者無く、且つ其腕力ある者ハ爭鬪の都合に依りて終日終夜我が妻奴の行を監視する事も難き場合に於てハ、假令其人其腕力を失ハずとても、其妻奴たる者に於て、機に臨み時に應ーて、他の男子と交合せずと言ひ難ー、故に此點より見ても、原人の世に在てハ假令生殖の理を解するにもせよ父と子との間に親密の關係あるものとするに至るの事情極めて微弱なるを得ざる事明白なり。

(四)一夫多妻ノ故ニ父子ノ關係薄弱ナルコト　既に第一部に於ても述べたる次第に依り、外族の女を掠奪するを以て名譽とする事ある上ハ、又從て掠奪ー得たる婦女の數多き事をも名譽とするに至るに相違無ー、是れ即ち一人にーて數多の妻を有する習慣の起原なり、アシヤンテの王の如きハ一人にーて三千餘人の妻奴を有すといふ。偖て一夫多妻の事ハ後に別に論

する所ありと雖、只た此所に於てハ、此習慣もこれまた女系を以て族譜の基本とするに至りー原因の一なる事ハ注目ーおくべきのみ、其故ハ、妻奴の數益々多きに隨ひ、其夫と妻奴との關係愈々薄からさるを得ず、夫の數十又ハ數百の妻奴を見る事、恰も一主人か數十又ハ數百の奴僕を見るか如くに成りて其中に兒を生む者ありても、之を愛ー、之を重する事、一夫一妻の場合に及ハさる、數等なるに相違無ー、是に於て其子ハ其母のみを大切に思ひて、父に對ーてハ殆と親戚に非さるが如き情を懷くに至るへけれハなり(此論ルボック氏及ひマクレナン氏にも見ゆ)

右の外にも此習慣の原因となりー者、尚やありぬへーと雖、右に述ふる所のみにてすら、既に充分なるを以て、其餘ハ他處に讓らむとそ。ルボック氏及ひマクレナン氏に據れハ、此族譜法を守る者、西部及ひ東部亞非利加、サルカシヤ、印度、タルタリヤ、サイベリヤ、支那、チベスタラリヤ、及ひ南

北亞米利加の土人中に多ーとなむ。希臘のアゼンスに於ても、シクロプ人の時までも、女系血族のみを親戚としたりといふ、但し此ハ全く男女雜婚せーに因る事なりとするも、又後世に至りても、彼の國の有名なるソロンの法典を見るに、男子其同母の姉妹と相婚する事ハ之を禁ーながら、其異母同父の姉妹を相婚する事ハ之を免ーたり、是れ一に其母の相同ーからさるを以て全く血緣無きものと見做せーかゆゑに非すーて何そや。又古代の猶太人を見るに、アブラハムハ自身の異母妹を妻とーナホルハ自己の姪（異母兄又は異母弟の女）を娶り、アムラムハ其父の妹を娶りたりといふ、是れ皆夫婦の間に女系上の血緣ハなきを以て、之を本來無緣の他人と見做せーを以てなり。但ー族譜法の事たる、素より無形の者にーて、之を記錄する所以の文字さへ無き民種多けれハ、之か直接の証據とすべき事實とてハ無ーと雖、其依て顯ハるゝ所の慣例制度ハ

甚た多ー、即ち左の二節に於て、類別ーて枚擧する所の事實ハ皆、一方に於てハ此族譜法よりーて諸種の習慣の發生する次第を見るに足り、又一方に於てハ此族譜法を守る民種世界に多き事の証據となる者なり。

第二節　（財産官位等ヲ女系ノ親戚ニ傳フル習慣ノ起原）

（一）（財産ヲ女系ニ傳フ）　爰に女系族譜上の親戚を指して、約ーて女系の親戚といふ。偖て父の血脉を以て少ーも親戚の一部と見做さず、只た母の血筋（チスヂ）のみを以て親戚なりと見做す上ハ、財産の所有主死去するに當り、之を其女系の親戚に傳ふる事自然の勢のみ。スミス氏に依れバ、ギニヤに於て富有の人死去すれバ、其武器を除きて、餘の財産ハ悉く其姉又ハ妹の子に傳へたり、其故ハ姉又妹の子のミハ、確ま親戚と知るべきを以てなりと。ブチャナン氏曰く、チウラバのバンタル人中に於てハ「財産を所有主の子に傳へずーて、其姉妹の子に讓る」と。エリヨット氏曰く「マラバ

ルの人民中の習慣い、地に依りて色々様々の差同ありと雖、財産を女系の親戚に傳ふる奇怪なる習慣のみよ於ては、東西同一なり」と。又同一印度よ住むチヤル人中に於ても「子い其父を知らず、父も其子を知らず、故に財産い之を姉妹の子に讓る」とサラム氏の人種篇に見えたり。ゴマラ氏に依れば、古代の白露に於ても皇族を除くの外い、皆官位財産を姪、即ち姉妹の子に讓る事なりー」と。

（二）官位ヲ女系ニ傳フ　世に官位を父より子に傳へずーて、其兄弟に傳へ、或い其姉妹の子に傳ふる者多ー、是れ亦右の如く女系の血族のみを親戚なりとするに根元する慣例にこそ。バッデル氏曰く「ロアンゴの市府を支配する酋長四人あり、此れ皆國王の姉妹の子なり、但ー國王の子い決ーて其父の位を繼ぐ事無ー」と。又中部亞非利加の習慣に就きカイエ氏の錄する所を見るに曰く「王位い常に一家族を出つる事無ーと雖、子にー

て其父の位を繼ぐ事い絶えて無く、大抵國王の姉妹の子を擇て嗣子とせり、是れ其血統をーて成り丈け混濁無からーめむとするかゆゑなり、此國の人、婦女の德に信を置くの淺き、以て見るへーし云云と。バンエイ人の「酋長死ぬとき、其子をーて之を繼かしむ」といふ、其他北部亞非利加のバルザル人及び同洲の東北部の諸民種中にも同ー習慣見えたり。タクヲイ氏曰く亞非利加コンゴ川の傍に於ていい現に血統の連綿たる事を見やすからーめむが爲め世々君位を女系に傳ふ」と。ユデイ氏マタガスカルに於て同ー習慣を守る所以の者を述へて曰く「是れ子の母い必すいつも明かに知り得へけれど、其父い誰れと知り難き場合あるがゆゑなり」と。ヒクト人中に於ても近代に至るまでい、君位を女系の親族に傳へたり。次に太洋洲の諸島を見るに、此處にも親友島及びトンガ島に於てい、貴族の位を女系に

傳ふるの習慣なりーがゆえ「母たる者貴族に非さるときハ、其子も貴族たることを得ず」とマリナル氏の「頓か島誌」に見えたり。フイヂイ島に於ても、官位を女系に傳ふる慣例ありて、之を指ーて「バス」といへり。カロリン島及ひマリセン島に於ても、高位ハ之を女系に傳へたり、但ー此等の事實の中にハ少ーも異族相婚の律を守らむとするに原因せずーて、全く婚姻の不定なるに依り父を誰れと知り難き事のみに原因する者も無ーとハ言ひ難ー、今一々之を辯別するの由無ければ暫く此に雜記ーおきて、後日の探索を竢つ。古代のエヂプト人及ひエシヲピヤ人中に於ても、財產及ひ官位を母系の子孫に傳ふるの法ありーゆゑ、皇帝にーて皇族外の女子を聘ーて子を設けたるときハ、其子ハ其位を嗣くの權利無かりーなり。

第三節 女系ノ尊屬其卑屬ヲ督制スル習慣ノ起原

上に述ふる次第に依り、子を以て其父の子なりとせず、只た母のみの子なりとする上ハ、父に於て其己れの子を督制ー、使役するの權利を有せずーて、女系の尊屬即ち母方の舅(ヲヂ)に於て之を督制するの權利を有するに至るも、自然の次第なり、即ち事實上此次第を見るに足る者多ー。南部亞非利加のバンガラ人中に於ても、姉妹の子ハ其兄又ハ弟に於て之を所有ー、或ハ之を買却ーて、負債を償ふに至ると。タシタスの史に古代日耳曼人の風俗を錄ーて、曰く「外祖父の、子(即ち自身の姉妹の子を云ふ)を愛する事、猶ほ父の、子を愛するが如く、或ハ子と其母の兄弟との間に存する血緣を以て、子と父との間に存する血緣よりも深き者とー、人質(シトシヲ)を取るにも、敵とする人の子を取らずーて、其姉妹の子を取れり、されど財產ハ之を父より子に傳ふ」と、之に依て見るときハ、古代の日耳曼人中に於ても、母系を血緣の基とするの法未た全く廢滅に至らざりーに相違無ー。印

度のリンボ人中に於ては父より母に少ー計の金を拂ひて、自分の男子を買ひ取りたる上、之に名を命ーて父の部族に加ふ、女子はいつまでも母の所有に在りて、母の部族に屬す」と。マルスデン氏に依ればマレイ人中の或る部屬に於ても、財産を女流の子孫に傳ふる習慣廣く行はるゝなり。亞米利加に於てもキヲイル人は「財産を女流の子孫に讓る」とリッチヤルドソン氏舟行記に見え、コロムビヤのインデヤン人も大抵な同し習慣を守る由バンクロフト氏の書に見えたり。モルガン氏によれば、北米インデヤン人中に於ては、一圓に舅と甥（舅を採る）の血緣を以て親戚中の最も重大なる者とするにて實際男子は其姉妹の家族の長なりと言ふも過言に非ず、例へばチヨクタ人の如き若ー幼兒を學校へ入れむとするときは其父に於て之を周旋せずして其舅之を連れ出つるなりと」と。ハイチ島及び墨西哥に於ても同ー習慣

ありたる由、ルボック氏に見えたり

本邦に於ても、我々日本人の祖先中にこそ、族制既に進歩ーゐたるを以て親族の上に立つの權力を女系に傳へー事絶えて無けれど、上古此地は居住せー土族中に於ては、女系を族譜の基本とする者も無きに非さりーならむと思はるゝ所以の事實少々あり、即ち其最も著明なる者を言へば、夫の神武紀に見えたる長髓彥の一事これなり、抑々長髓彥は土着の人にーて、饒速日命天降りて、其娘を妻とー、可美眞手命を生み給ひたるものなり、故ょ父子相續くの法よりーて言ふときは、長髓彥は外戚なれば、少ーも權力を握るべき理由無く、只た饒速日命か、又は其御子にて君長とならせ給ふが正ーき順當なり、然るに名のみ饒速日命を君とすと雖、其實は長髓彥に於て專權を握りて、却て天孫に抗抵ー奉り、饒速日命の意に背きーを以て、終に命の爲めに殺されたり、又書紀にも始

め天孫に敵對ー奉りー軍を指ーて「饒速日の軍」とハ言ハずーて、長髓彥の軍といへり。今一つハ盡盡鳴尊出雲の脚摩乳手摩乳の娘稻田姫を娶り給ひて出雲の清地ニ宮を作り、之を稻田宮と稱ー、大己貴神を生みて後ち、實に之を我か子とー給へらむにハ、根國へも率ゐてゆき給ふへかりつるに、左ハ無くーて、之を出雲に止めおきて、其母系の祖父母、即ち脚摩乳手摩乳をーて宮主たらーめ給ひー事これなり。ルボック氏の書に日本にて舅を「をぢ」といふハ「小父」の義、姨を「をバ」と云ふハ「小母」の義にて、子の其舅姨を見る事猶ほ眞父母を見るが如くせー証據なり、即ち女系族譜法の痕跡なりと言へり、果ーて然るにや再考すべー。

第三章

女系族譜法より男系族譜法へ移り進む次第、即ち家長制度、聯合家族、及ひ之に基つく諸習慣の起原。

第一節　女系族譜法ヨリ男系族譜法ニ移リ進ム次第

前に第一章に於てハ、外女掠奪の事無くむば族制の根本たる定婚と云ふ事起り難き次第を述へ、次に第二部第一章ニ於てハ、外女掠奪の習慣一旦起る上ハ、必ず早晩同姓相姦を禁ーて、異性相婚を法とするに至るべき事を述へ、次に又第二章ニ至りて、同性相姦を禁ずるの風一旦起るときハ又必ず女系のみを以て族譜の基本とするに至るものなる次第を証明ーたり。偖て此一章に於てハ、右の次第に依て起りたる親族の

編制を捨てゝ、男子の血統を以て親族編制の基本とするに至る次第を述べむとす。

さる程に女系族譜法より男系族譜法に移り進む原因の如何に至りては、是れ現に社會學中未だ充分の答解を經ざる疑問の一にして、諸家の所說一定せず、メイン氏の如きは、男系族譜を以て人類固有の者とし、其前に之と異なる親族編制の法とていふ無かりしものゝ如く言ひ又、モルガン氏、ルボック氏、マクレナン氏、等の人々の所有と云ふ者起りたる上にて、其所有を姉妹の子に傳へむよりも、寧ろ自身の子に傳へむとするの情を生じたるに因り起りたる者なりとの論を主張せり、リッペルト氏の文化史中にも母權時代より父權時代に移り進む間に就き種々の事實を擧げたれど其の原因に至りては唯た戰國の爲に堅固なる團結を爲し得へきに因るといふのみよりて甚た漠然なり、要するに皆臆說よりて、充分の理証無き者とす、獨りスペンセル氏の所說のみ大に悟る所ある者の如くなれど、茲に暫く之を採りて其大意を述べむ。

スペンセル氏の所說に依れば、原人の初め悉く皆女系族譜法を行へる者にして、其之を捨てゝ男系に就くや、捕魚獵獸を以て生活の術とする事を止めて、牧畜農作を以て生業とするに至りたる時に始めて起りたる事なりと。抑々原人の漁獵を以て生業とする間や、若しくは一人孤立して生活せむとする者あれば、假令幸にして猛獸又や敵人のために斃されざるも、衣食を得ること不定にして、子孫繁榮する事稀なり。然るに、或や牛羊を牧養し、或や禾穀を耕作するの業起るときや、其事情大に一變して、今や却て人々其眷屬、家畜、等を率ゐて本群を離れ出で、孤立して生活するを善しとする場合あるに至れり、何となれば、山澤開墾の術未だ開けざる時代に在ては、自然に牧獸耕作に適當したる地處とせや多

く存すべきに非ず、必ず山川沼澤林叢の間に少々づゝ散亂して存するなるべきに依り、一地處に於て數多の牛羊を飼ひ、多量の禾穀を作らむと欲するも、得べからず、從て數多の人口を養ふに足らざるべければなり。彼のコマンチ人の如きゝ、全族の者皆一處よ居て、或る時ゝ狩獵し、或る時ゝ牧獸に從事すといふと雖、これ畢竟其地處の非常に廣濶なるがゆゑにして、各地邦に於て必ずしも望むべき事情に非ざるや明白なり。此時に當り、其相分離するの法二つあり即ち其一ゝ同姓の者ども聯合して分離する事と、其二ゝ只た一人のみ其妻奴牛羊以下の所有を契けて分離し出つる事と是れなり、而して同性の者相組て分離する場合よ於てゝ、前章に述べたる次第に依りて、女系に基つく部屬を編成する者よりて今又之を再述するを要すると雖、若し只た一人のみ妻奴牛羊以下の所有を引き俱して本群を分離し出つる場合なれゞ、是れ取りも直さず男系族譜法の起原と成る所の事なれゞ、此處に於て細論せざるを得ず。

偖て右の次第に依り自身の所有に係る妻奴牛羊又ゝ耕作の具を齎して新地へ移住する者ありたる場合に於て、若し其妻たる者兒を產むことあるときゝ、當に其母の誰れたるを知り得べきのみならず、其兒ゝ件の男子の子たると明晰なるべし、加之近隣の諸群の者ゝ件の男子の妻子眷屬より成立つ所の新群を指して、件の男子の群と稱し、其群に生まれたる子を指して件の男子の子と呼ぶに至るべし、是れ抑々男子の系統を以て親族の基本とするの初めなり。且つ又嫡男を以て他子の上に立つ者とするの習慣も、是の時に於て始めて起ることを得るものたり、何となれゞ嫡男ゝ他子に先き立ちて父を助くることを得べく、他子に先き立ちて成人すべく、他子に先き立ちて妻を迎へ、子を持つべきを

以て父の老衰するに及でい、自然に其跡を續て、權力を握るに至り、父の死去するに及てい、全く其權利を繼承するに至るべければなり。但一此習慣とても、一朝一夕に一て固定の有樣に達すべきものゝ非ずと雖、到底代々嫡男を一て其父の權力を繼承一て群中の諸事を主宰せ一むる事最大の便益あるに相違無き上い、數代若一くい數十代を經るの間よ、其事益々堅固なる習慣と成るい自然の勢のみ。（其便益最も大なりと謂ふ所以の者い、即ち次節よ論述する所に就て見れバ明ならむ）。是の故に、既に狩獵を以て生業とするの程度を脫一て、牧畜農作に從事するの程度に達一たる人民中に於てい、必す男系相續の法あるを見る。先に古代のエジプト人中に女系族譜法の痕跡ある証據を擧げ一かゞ其い只た痕跡あるのみに一て、アブラハムの時代に於てい、既に男系を基本とせ一ものなり。又日本、支那、希臘、羅馬等の諸國に於て古來父黨

の親と、母黨の親とを區別一て、親族中男系の血緣ある者のみを以て父黨親と一て、之に官職財產の類を遺傳一たる事史を讀む者の知る所なり。

さるほどに、輓近家長制度の由來、幷に之に根元する慣例制度の類を研究一て、大に爲す所ありたる人を、英國有名の學士メイン氏なりとす、依て此章及び次の一章に於てい、同氏の著述より引く所甚た多し。其古代法律書名よ曰く、

凡そ印歐人種（アリヤン人を云ふ也）に屬する社會に固有せる法制に一て、男系族譜に淵源する事を見るに足る性質を備へざる者無し、例へば印度法の如き、徹頭徹尾家族制度よ係る想念充滿一て、其制度い全く男系を以て基とす、聞く所に依れバ印度人の系圖に於てい、通例女子の名を全く省けり、又羅馬帝國を敗りたる諸民種の法律を見ても、男系族

譜法に關する事件極めて多く、上古件の制度を以て慣例の貴重なる一部分とせー者なる事殆と疑を容れず」云云。又曰く「女系の子孫に官位を讓る事を禁する慣例の如きも、通常世人ハ目ーてサリヤン部のブランク人に固有の舊法なりとすと雖、其實ハ矢張り男系相續法に根元する者にーて、古代の日耳曼人種一般の私産相續の事に係る法制より出てたる者に相違無ーと。

又曰く「英國に於て近年に至り始めて廢弛ーたる一奇法あり、即ち異母若ーくハ異父の兄弟の地所を相續する事を禁する法律是れなり、是れ亦男系族譜法に淵源する者とするに非ざるよりハ、決ーて其由て來る所を解すべからず、其証據にハ、同ー習慣のノルマンヂイに遺り存する者を見るに、只たに異父の兄弟の相續を禁するのみにーて、異母の兄弟ハ禁制の限に在らず、是れ畢竟母ハ異なるとも父さへ同しきときハ男系相續法に背かざるか故也、然るに英國の裁判官ハ其原理の由來する所を悟り得ざりーに因り、件の法律を英國に採用するとき、誤て男系の兄弟即ち同父異母の諸子をも其制限内ゟ在る者と見做せしなり、凡そ僞法理論者の文辭中奇妙なるハ夫のブラックストン氏か強て件の法制の由來を辨明せむとて、筆力を徒勞ーて述へたる數葉の詭辨に如く者なしー」と。

第二節　家長制度ノ起原

家長制度とハ、家族の上に立つ者に於て、其家族の長たるの故を以て、戰時及び平時に家人を督制するの制度を云ふ。其起原ハ既に右に述へたる所に據て略ゟ明なりと雖、今又推論の順序を正さむがため、之を再論せむとす。

前節に述へたる都合ゟ依り男子其妻奴牛羊を率ゐて本群を離れ出て、

新地に於て新群を編成するに至りたるの後と雖、又外群と爭鬪するに至る事無ーとハ言ひ難ー、何となれバ、仮令元とハ同群より分離し出てたる新群どちの間と雖、或ハ我れの地を迷ひ出てゝ彼れの地に入りたる牛羊の所有を爭ひ、或ハ我か耕作ーたる地に彼れの侵ー入りたるを拒む等の事よりーて、互の苦情積るの末、終に相敵視するに至るも保ー難ければなり。是の時に當り、如何なる群ハ負けて、如何なる群ハ勝を占むべきといふに、全群の衆人の血統の上に立つ者に於て、指揮者となる群ハ勝ち、血統の長に非ずーて只た腕力のみ强き人に於て指揮者となる群ハ負くるに相違なー、何となれバ元來腕力ハ人々に於て左ーたる差同無き者なれば、其故を以て立て指揮長となるも他の諸人に於て其權力を妬みこそすれ、之に心服するの謂ハれハ無ければなり、之に反ーて、前節に於て述へたる如き次第を經て起りたる男系諸属の群中に

於て、其父老たる人、既に自ら妻子眷属の主人たり、所有主たり、指揮者たるの資格を以て、戰時の指揮を執るときハ、他人の能く之を妬み爭ふもの無き事勿論なり、又其子孫の代ニ至ても、代々嫡子に於て其父の老衰ー或ハ死去するに臨て、件の權力を繼て指揮者となる事、自然の順序なれば、上下の一致能く永く親密なることを得て、甚た戰爭に便なるへー。前ニ未た本群を分れ出てざりー時に於てハ、自身の外ニも同ーく自己の妻子の主人たり、所有主たる人ありしを以て、其れ等の人に遮られて、全群の指揮者と無ることを得ざりーかど、今や即ち去る故障ハ無ー。又子たる者ニ於ても、未た本群を出てざりー頃ハ、夙ニ父の權下を去り獨立ーて漁獵することを得ーかとも、今となりてハ、其群を去る時ハ、地面も無く、牛羊も無きを以て、忽ち活路を失ふがゆゑ、却て其群に止まり居て、父の指揮に從ひ、戰時には出てゝ戰ひ、平時にハ入て牧獸耕作を助

くるの安易なるを採るに至るべし。是れ家族の長者より於て戰事を指揮するの權を握るに至る次第なり。

又家長に於て平時の產業の主となる次第も甚た見やすし。最下等民種の如く、果實草根を集め、介魚を獲て食とする頃い、別に數人の協合を要する事無し、又漸く進みて猛獸を獵狩せむとする時い、即ち多少の協合を要せり、されど凡そ數人協合の常恒に必要なるい、倘ほ一步進み、牛羊を牧養して、其乳を取り、毛を織り、禾穀を作り、綿布を織る場合に於ての如き事無かるべし。故に是の時に當り、如何なる蕃群い最も其產業を充分にそることを得て榮ゆべきと問ふに、妻子眷屬の所有主たり、主人たり、牛羊農具の持主たる長老に於て、其妻子眷屬に命令して、力を協せ、勞を分かたしむるに如く事無かるべし。何となれば、群中の者悉く皆一男子の妻奴たり、子孫たるに非ざる場合に於ていい、其中の一人たる者餘の衆人に迫て其指揮に

從いしむる事難く、從て協力分勞を適宜ならする事難しと雖、若し悉く皆始め移徙し來て新群を編成せし一人の妻子たり、眷屬たる場合に於ていい、牛羊農具い悉く皆其一人れ所有なれば、命令に從いざれば忽ち衣食を得るの路を失ふべければなり。是れ即ち家長に於て產業の長となる所以にして其死去するに當てや、夙に之を補けて功ありし嫡子に於て、父の權利を總領して、次の家長となり、代々其權利を嫡子ゟ傳ふるに至る所以の者なり。

此故に、母系を以て親族の基本とする程度よりも今一步進みたる人民中に於ていい、必す家長の專權あるを見るなり。家長制度に就きメイン氏の記する所を見るに曰く「古今東西の差別無く、家長制度の編制及び性質い皆一なり、即ち其各群を見るに、有生物、無生物、妻子、奴婢、地所、財產、等より成り立ちて、其中の嫡流の嫡男、即ち父、又いい祖父、又いい曾祖父に於

て、專權を握て其上に立ち之を統括す、又稍々廣大なる聚落を見るに、矢張り皆斯る家族の增大せーより成り立つ者にーて、其編制の原理も大抵之と異なる事無ーと。舊約全書に依て見れば、古代のエジプト人中に於ていへ「家族の長たる者の殺の權を握りたり、されど亦時とーていへ其子と協議ーて事を決せーもありと。又アラビヤ人中に於ていへ「今日と雖子の親を尊敬する事甚しく、婚期に至るまでいへ父の目前にて飲食するさへ非禮とせり」。フヒニシヤ人中に於ても、己が子を鬼神に供獻せー事あるを以て見れバ、父に於て其子に對ー生殺の權を有せー者と見ゆ。又古來歐洲に於て家族制度を盛に行ひて其法規を後世に傳へたる者いへ羅馬人なり。ハッドレイ氏の「羅馬法綱要」に曰く

「父の權力い通例其終焉の日までも全存ーて、啻に其男子のみならず、其男子の諸子及び其男子の諸子に至るまでも、凡そ其存命中に生まれたる者いへ、皆之を其權下に從屬せーむることを得たり。されど其女子の諸子のみいへ、其權力內に在らず、此等いへ皆外家族、即ち各自の本父の家族に附屬ーて、其權力に服從ーたり。以前いへ、久ーき間、家長權と云ふ者愕くへき抑制に渉りて、父に於て其子の勞力及び所得を領收することを得ーも、猶ほ主人に於て奴隸の勞力所得を領收することを得るか如くなりーのみならず、其子の人体の上に就きても、同樣の純權を握りゐて、いか程嚴酷なる刑罰と雖隨意に之に被らすことを得、或いへ又奴隸を賣却すると同ーく釋放式を經て之を賣却することを得たり。（中略）加レ之父に於て生殺權をも握り居たり、即ち其子の生命を絕つの權利にして、法律の認識する所たる者を謂ふ」云云。

支那に於て、契書以前より家長の權利の盛なりー事いへ、書冊に詳なり。

に曰く「家人有嚴君焉」と、是れ父母の謂也、禮記に曰く「爲人子者、居不主奧、坐不中席、行不中道、立不中門、食饗不爲槩、祭祀不爲尸、聽于無聲、視于無形、不登高、不臨深、不苟訾、不苟笑、孝子不服闇、不登危、懽辱親也、父母存不許互以死、不有私財」と。又我か日本に於ても、大國主ハ「其子百八十一神」とあり、高產靈尊ハ「所產兒一千五百坐」とあるハ、眞に父におハせーに非ずーて、家長に渡せ給ひーを、斯く言ふなるべー。大寶令に曰く「凡家長在、而子孫弟姪等、不得輒以双婢雜畜田宅及餘財物私自質擧及賣、若不相本問違而輒與及賣者依律科罪」と。又曰く「凡戶主皆以家長爲之」と、注に曰く、家長謂嫡子也、凡繼嗣之道、正嫡相承、雖有伯叔是爲傍親、故以嫡子爲戶主也」と。

第三節　聯合家族ノ起原

前節に述へたる次第ニ因り、家族といふ者一旦起りたる上ニて、其家人

の員數追々增加ー、三世或ハ四世の永きニ至るときハ、其住居も從て增大せざるを得ず、譬へハ一人每に四男子を有ー、其男子各々また妻を娶りて四男子を設け、世々之に準ーて家人增加すと見るときハ、初代にハ一室を要せーも、第二世には五室を要ー、第三世にハ二十一室を要ー、第四世にハ八十五室を要する事となるべー、是れメイン氏の所謂聯合家族の起原なり。同氏の「上世慣例史」に其編制を叙述ーて曰く、

「今日の開明諸國の法律ニ於てハ、家長死去するときハ、其家族も既に解散ーたる者とー、或ハ分れて數家族と成りたる者とすと雖、是れ必すーも然るべき事に非ず、家長の尊族卑族は勿論、今一概に其親類と稱する所の者、即ち兄弟、姪甥、祖舅、舅、從兄弟等に至るまでも、其死後數世の間、相分離せず、同居ーて、相視るに親愛を以てー、剩さへ法律の限定ー裁制する權利及ひ義務を以て永く其團結を保存する事、決ーて

行われ難きに非ず、現に印度の法律よ於てい、斯の如き聯合を認識ー て、下すに聯合社會の名目を以てせり、即ち法律家の術語を以て之を 名狀するときい「餐膳、拜神、地處の三事に於て聯合せる」家族と云ふ義 也。印度に在てい、男子の一旦家族を編成するや、其死に及でも必す ーも解散せす、其諸子に於て尙や依然とーて法律上一定の家族を成 結ー、苟も兄弟の分離を要求する格段の事故あるに非ざるよりい、相 互權利の團合を解散せーめて、家族の共有產を分配するに至る事無 ー。蓋ー斯く數世の間親族の團結を保持するに依り成り出てたる 家族い其大体に於て、羅馬古法を研究せー者の通知する男系親族な る者と甚た異なる事無ー、但ー男系親族とは、數世前の一祖先に於て 若ー現世までも存命する事ありたらむにい、皆相共に其家長權に服 從すべき位置に立つ諸人の叢合を謂ふなり、印度の聯合家族も之と

同樣にて衆人同一祖先を仰て遠祖とー、其遠祖に於て若ー今日に至 り死去するものならむにい、皆共々に其喪禮に與るべかりつる人々 の總合を謂ふなり」云云。

又曰く「歐羅巴の法律に於てい印度人の不分合一家族、即ち所謂血筋又 い様なる者を以て、只た相續人の連枝と云ふ事と視做すと雖、其實い一 家族の數分派の、同一家屋內の別部に分居する者を謂ふなり」云云。歐 羅巴の某々地邦に於ても同ー制度尙や存す。スペンセル氏一書を引 て曰くブルガリヤ人も、魯細亞の農民の如く、古代の家長制度を固守し、 父も、其男子の既よ婚姻ーたる者も、子も、子の子も、同一家內に住み居て、 祖父死去するまて、分離せす、一男子婚姻する毎に、一室を建て添へて、此 に住まーむる事にて、二十人乃至三十人同一宇の下に寢起ーて皆其家 族の長者に敬服せり」と。愛蘭土に於て「ゲベルキンド」と稱する制度も

るも即ち聯合家の事なり。又蘇克蘭のハイランド邊に住む民種も、分れて數部族となり、各部屬又分かれて、元とハ一根株より派生ーたる數株となり、各株五十乃至六十人を含有する由、見えたり、是れ又彼の聯合家族と同物なる事「古代慣例史」の百八十七頁ニ明論あり。其外クロアシヤ、ダルマシヤ、イリシヤ、スラボニヤ、及ひ佛蘭西のニエブルと云ふ所にも、今尚ほ家族社會の根跡の現然たる者あり、委くハ同書を見るべー。又我邦の上代に於ても、之と同ー制度ありたるにて、東大寺の奴婢帳などにハ、同戸に住みて同姓を稱ふる者三十名、四十名、乃至六十名もあり今も尚ほ或る地方に於てハ三四世の親族合集ーて一家をなすもの多ーといふ。又仮令家を異にするに至るも尚ほ之を分家と稱するハ元と同一家内に居るべきを便宜に依り分離ーたりといふ思想より起れり。大寶令を案するに、戸令に曰く「凡家人所レ生子孫、相續爲二家人一、皆任二

本主ノ駈使一、唯不レ得二盡頭一（假有家人男女十人者放三兩人令執家等也）駈使及賣買一」と而して一說に家人ハ六等以外の親なり、是に依て見るときは、古ハ今の如く子孫分家する事無くーて、最老家長の存命中ハ、其督制を被りー者なる事、明白なり、これ即ち聯合家族の實義なり。

第四節　家長制度ニ基ク諸種習慣ノ起原

（一）養子法ノ起原　上古數人つゝ群聚ーて相爭鬪するに當てハ、戰爭に於て力を得むがため一人にても男子の多からむ事を望むや明なり。是れに依て、或ハ女子生まるれば之を殺ーて男子の養育の障碍を除く民種あり、或ハ又亞非利加の局部の部族の如く、子の多き女を善き女とーて、子さへ生めバ如何に淫行多くとも之を許す者あり、或ハ又エジプト人中ニ於ての如く、子無きを以て女子の不德とする者あり。果ーて斯る事情ある上ハ、又若ー外群より逃れ來りたる者あるとき、之を容れて內群

の人とする場合も有りぬべー。亞非利加及び南米の諸邦に於ても、酋長の虐制を恨て外群へ脫走する者多ー。又牧獸を以て生活するカルマグ人及び蒙古人中よ於ても、苛酷なる酋長の權下を脫ーて、外族の酋長に就く者あるよー、パラス氏に見えたり。既に斯る習慣ある上い、此章の初めに述ふる次第に由り、家族と云ふ者起りたる上にても、矢張り一家長の權下を脫ーて、他の家長の權下に就く者ありて、其家長よ於ても、之を容るゝ事有るべー、是れ即ち外家族に屬する者を容れて、內家族の人の如くにする事あるに至る所以の者なり。（我か邦古代の戶籍を見るに、同一家族數人ある中に、或い苗字を異にする者もありといふ、是れ外家族の人を養ふに因る事乎）羅馬に於ても、チルバ帝の時まで、養子の法盛に行われたり、又希臘に於ても同一法ありて、受のといふ神ハルキユリイスと云ふ神を養子にーたる時、之を生むの狀を擬するを以て禮とーたる事テオドラスに見えたり、是れ全く唐の安錄山が貴妃の養子とならむとーたる時赤兒を湯あみさする狀を擬ーたると同し事なり。

(二)復讐及ヒ傷殺賠贖金ノ起原　社會の開けざるに當てや、政府と云ふ者未た有らず、從て他人を傷殺ーたる者あるとき、政府に於て之を處分すと云ふ事も無ー、さりとて被害者若ー家長なるとき、其家族に於て爲めに損害を被むる事少なからず、若ー又家族の一人なるとき、家長に於て我か所有する人を損害せられたる事なれバ、爲めに失ふ所多かるべー。故に何れよーても、其親族に於て辨償を求むるなるべー、而ーて傷殺者よ於て之を拒むときい、即ち腕力よ訴へて勝負を決するの外無かるべー、是れ復讐といふ事の起原なり。但ー家族といふ者未た起らざる前と雖、復讐といふ事全く無きに非ず、或い被害者と群を同ふする者に於て、之

に與る等の事あれど、其一定の習慣と成るに、家族の制度起りたる上に在り、其は誰れ某れは誰れ某れの家長なり、家族なりと定まりたる上にてこそ、始めて其責任の在る所を定め易きに由る事なり。フヒヂー島人に復讐の義務を子々孫々に負擔せしめ、子孫の之を負擔する者無きときに、之を最近の親族に負擔せしめたり。禮記に曰く「父母之讎不與共戴兄弟之讎不反兵、交遊之讎不同國」と、周禮に曰く「調人掌司萬民之讎、而諧私之風和難、父之讎避諸海外、兄弟之讎避諸千里之外、從父兄弟之讎不同國」と。日本の太寶令にも同一樣なる文句見えたり。ルボック氏曰く古代の希臘に於ても凶殺者ありても、始め國家に於て之に手を下たすと云ふ事無く、先つ被害者の家族をして勝手に之を處分せしめたるにて、罪狀決するまでに犯罪者を捕縛する事さへ有らざりき」云云と。又復讎の代に賠償金を請求する習慣に亞非利加人、猶太人、アラビヤ人及び歐羅巴のエルト人、チウトン人、印度人、サイヤムロ人、等の間に見えたり。

(三)共同體部　家長制度の世に於ては、地處を全家族に於て、共有する所以の者は、之を第六章に於て述ふ、只た此處に於て家族及び聯合家族の習慣に附き一言述へおくべき事と云ふは、他無し家族單一なる場合に於ても勿論其分派して聯合家族と代りて後も、家内悉く皆同一體部に於て食に就く事これなり、是れ即ち印度、スラボニヤ、ニエブル等の聯合家族中に見る所の事にして、該制度に特異の景狀の最も著明なる者なる由メイン氏に見たり、委細は氏の著書に就て見るべし。

第四章

村族社會及び大小氏族の起原、幷ぉ日本支那族制の差同。

第一節　村族社會ノ起原

前章に述べたる次第に因て、家族といふ者起り、家族の人員增加ー て、聯合家族といふ者起りたる上にて、尙や數世を經るの後、人員次第に增殖する時ハ、終に全血族悉く皆同一家屋內に寢起すといふ事實際上行ハれ難くなるべー、又血統も次第に入り混りて、其中にハ血脉太た相遠隔する輩さへあるに至るべー、然るときハ、必す早晚其家を分れ出て、近隣に別の家を立てヽ、居住する者あるに至るべー。其後また數世を經るときハ、本家又ハ分家より出でヽ別家ー、其別家よりまた別家する者、次

弟々々に增加すべー、是れ村族の起原なり、然り而ー て其諸別家に於ても矢張り本家の制度に倣ひて、最長老に於て家長の權を握りて、其家人を督制ーなから、其衆家長ハ一々皆本家即ち嫡流の家長に服從する事となるべー、是れ村長の起原なり。但ー斯く成りゆく上ハ、子々孫々の世に至るに及て、近隣に住居する者どちの間に於て、只た誰れも彼れも同血統に屬すと云ふ事のみハ互に忘れざるも、細密に其血統上の關係を索り知り難き場合も多きに至るべー、然るときハ、只た同一地方に群居すといふ事のみを以て、其間に血緣あるの証とー て相俱に地處を共有ー田畝を共耕するに至るべー、これ即ち村落社會の實景なり。此る制度の諸邦に多き事ハ、既にフリイドン氏及ひメイン氏の充分論述ー たる所なり、即ちメイン氏の著述「村族社會」「古代法律」「上世慣例史」等に據て見れば、古來村族社會の制度ありー國々ハ印度、羅馬、希臘、愛蘭土、魯西

亞、佛蘭西、英吉利、ダルマシヤ、クロアシヤ、日耳曼、哇爪、北部亞弗利加等こ
れなり。又我が日本に於ても今尚ほ山里僻陬の間にハ、全村皆親類な
る者多ー、又其村を呼ふに、其中の最舊家の號を以てするも間々あり、こ
れ皆古代の村落社會の遺蹟なり、然り而ーて今日こそハ各家族の私有す
る所の地處といふ者ありと雖、昔ハ衆家族皆之を共有ーて、嫡流家族の
嫡子即ち村長に於て之を支配ーたり、即ち國造、稻置、縣主、村首などいふ
もの是れなり、シイザルの日耳曼征討記に依れハ當時の日耳曼人中に
は未た一個人の所有なる者あらず政府又ハ君主より一定の土地を親
族の團結に附與ーて年々改めて班田ーたり。ポストの普通法律學よ
曰く、土地を共有する時代に於てハ大抵共同ーて之を耘耕ー其得る所
を各家毎に分配せり。例へばシエラ、リオン及びフェルナンド、ポーよ於
ては全村共同ーて郊野を耕へー人口に從ひ收穫を各家に配當せり。

此の習慣ハ亞弗利加の金濱、カリビー島、及ブラジルにも見えたり（ポス
トのハォスイイ子」下卷百九十三頁）支那に於ても、村族社會の遺蹟あるに
相違無き事ハ、社會進化論にションロン氏の語を引て述べたり、今又通俗
水滸傳を見るに、其實情を描寫ーたる所あり、即ち王敎頭の延安府に走
る段に曰く「此村をば史家村と申す、村中總べて三百の人家あり、盡く皆
姓は史氏なり」云云、又曰く「史進孰々思ふ樣、既に大勢集りー事なれハ、必
定我村よも來りて民家を惱ます事あらむ、預め村中の者どもと示し合
せて、之を防くべーとて、當時三四百の史家の輩ことごとく我宅に招き
集め（中略）互に相助けて共に村を保つべー、畢竟合戰に及ふ事ならハ、我
自ら理會あり、少ーも恐るゝ事勿れ、衆人か曰く、我々ハ愚なる者なれハ、
兎も角も大郎の下知に從ひ擲子の響き候へハ早速かけつくべー」云云、
蓋ー水滸傳ハ素より戲作なりと雖、亦必す支那内部の狀況を寫ーたる

事疑を容れず。

第二節　氏族ノ起原

前述の次第に依り、家族分かれて村族と成りたる上にて、尚ほも人員増殖するときハ追々其地の食物乏しくなるがゆゑ、中には其村を分れ出て、更に耕作に適したる地を求めて移住せむとする者あるに至るべし、是に於て、一村族分かれて數村と成り、其各村一々また分かれて數村と成るべし、然れども、其衆村族の間に血脈の連結ありて、親族を以て相見る事、尚ほ一村族中の數家族の如くなるべければ、其總体を以て一團の社會とする事、尚ほ最初の村族中の諸家族を以て一團の社會とせしが如くなるべし。是の如く、諸邦に散亂いすれども血縁の連絡ハ絶えざる諸村族の團結を指して氏族と云ふ、而して其數村の中に於ても、幼長の差別い自らあるべきを以て、嫡流の村族の嫡統の嫡子を以て、其氏の

長と成して、全氏族に係る大事を司どらしめ、小事ハ各村族の長をして之を管理せしむる事と成るべし、是れ即ち氏族及び氏長（ウヂチヤウ）の起原なり。

但し「うぢ」といふ「うふぢ」即ち生地の義にて多く其稱を根本の村族の所在に取るに因る事なるべし、一説に「うみすぢ」なりといへり、例へば阿陪といふ地の村族中より成り出てたるを阿陪氏と云ひ、藤原と云ふ地の村族中より成り出てたるを藤原氏と云ふの類ハ土地に依るものなり。

偖て又既に一氏族の一部たる村族に於て、前と同じ次第に依て、人員増殖し、分かれて數地方に散亂する數村族の根本と成る事あらんにハ、即ち先の氏を指して、大氏と謂ひて、後に其内より成り出てたる者を指して、小氏と呼ふに至るべし。總へてこれらの事ハ、細井貞雄と云ふ人の、文化年中の著述よ係る姓序考の終に委しく見えたり。此ハ見る所極めて多き書なれど今世に多く存せざれバ、讀者の爲めに其全文を左に

扱き出だす。

氏に大氏小氏の、けぢめあり、そを云ゝ、阿倍氏ゝ大氏なり、是より別れたる阿倍志斐、阿倍間人、阿倍長田、阿倍陸奥、阿倍安積、阿倍信夫、安倍柴田、阿倍會津、安倍猴島、阿倍久努、阿倍小殿、和阿倍等ゝみな小氏也、又物部氏ゝ大氏なり、自レ是別れたる物部肩野、物郡韓國、物部飛鳥、物部門、物部多藝、物部石上、物部射園、物部淨志、物部海、物部鏡、物部匝瑳、物部中原、贄田物部、相槻物部、振戸物部、二田物部等みな小氏なり、小氏ゝ大氏にーたかへるもの也、されど小氏にも氏上ゝおなり、大氏衰へぬれゞ、小氏のさるべき人を以て大氏を繼となり、大同元年春正月壬午、左京人正七位上、阿部小殿朝臣眞直、從五位下阿部小殿朝臣眞出等賜レ姓阿部朝臣とみへーゝ、阿部小殿氏より、大氏の阿部になれる也、又弘仁三年二月辛亥、左京人阿倍長田朝臣節麻呂從七位上阿部長田朝臣高繼等

り八人賜姓阿倍朝臣とあるも、同例なり、俗言に云ゝ、大氏ゝ本家、小氏ゝ分家なり、阿部の大氏ゝ大同のころゝ衰へたれと、氏人に家守、東人、小笠、象主、弟當、宅麻呂、犬養、眞勝、益成、鷹野、兄雄、等十余人あるに、眞直、高繼、等の十人を加へられーにて外の氏人ゝいと多かりーを思へ、是になづらへて、小氏にも十、二十、の人（即ち村長をいふの乎）ゝありーなるへー、其下にまた部曲の人あり、是にゝ姓はなく、たゞ阿倍某といへるのみなり、其趣をいゝんに、部曲の阿部長田某と云人々をみな阿倍長田某と云人氏上なれゝ管領り、大氏の阿部朝臣某と云人大氏の氏上なるにゝ阿倍某といへる部曲の人々其外小氏阿倍長田のこと氏上よりーて各部曲までを統領ること也、少故の事ゝ小氏の氏上、大氏の氏上と、ゝかりて事をたゞーをさめ、大故の事にあらされゝ朝廷に、まをすとなーさるから上古ゝ朝廷ゝ閑寂なりし、各國も諸氏の人々頒領り、天皇の御料地の御

田をも作り、今諸國に御田三田なと云號のあるはみな御料地なり男ハ弓弭、女ハ手末の貢を進せり、然るに天武朝廷四年二月己丑詔曰、甲子年、諸氏被レ給二部曲一者自レ今以後除レ之なとゝえて、つきゝゝに諸氏の部曲を除て公民とせられーから、朝廷ハいと事多く成ゆかせ給へる、さて大氏小氏のとハ、天智朝廷三年春二月己卯朔丁亥天皇命大皇弟宣、增換冠、倍位階名、及氏上民部家部等事云云、其大氏之氏上賜大刀、小氏之氏上賜小刀、其伴造等之氏上賜于楯弓矢、亦定其民部家部、こゝに大氏小氏の、けぢめ正ーくゝえたり、又持統朝廷四年四月丁未朔庚申の詔に以其善最功能氏姓、大小量、授冠位とあるハ氏の大小を云れー也、氏上ハとゝ重きものにせられーとハ、天武朝廷八年春正月壬午朔戊子詔曰、凡當正月之節、諸王諸臣及百寮者、除兄姉以上親及己氏長、以外莫拜焉、又文武紀第一に丁酉年閏十二月庚申禁正月往來行拜賀之禮、依淨御原朝廷制決罰之、

但聽拜祖兄及氏上者とみにしにて天武紀に氏長といへるは氏上とひとつなることを知れ如此重きものにせられたれと、混亂たる事ありーにや、天武朝廷十年九月丁酉朔中辰、詔曰、凡諸氏有氏上未定者、各定氏上而申送于理宦、十一年十二月庚申朔壬戌、詔曰、諸氏人等各定可氏上者而申送、亦其眷族多在者則分定氏上竝申送於宦司、然後斟酌其狀而處分之、因承官判唯因少故而非已族者輒莫附、とみえたれハ、こゝに正ーく改紀（アラタメ）給へるならん眷族多在者則分定上とあるハ阿倍氏、物部氏の如く分家の多き氏々にて、これそ大氏小氏のけちめならめ、天武朝廷十一年に諸氏の氏上を定め給へれど、なほ是より以前にも、氏上を定め給へるとのありーにや、文武紀第二に大寶二年九月乙丑詔に甲子年定氏上時不所載氏令被賜姓者自伊美吉以上竝悉令申とみえー、甲子年ハ天智朝廷三年なるへけれと、書紀にこのとみえざれハ、脫せーにやあらん、又氏上を賜へる

とのみえーハ、持統朝廷八年春正月乙酉朔丙戌、布勢朝臣御主人云云、大伴宿禰御行云云、竝爲二氏上一とあるは大氏の氏上なり、天武朝廷五年六月物部雄君連忽發病而卒、天皇聞之大驚、其壬申年、從車駕入東國以有大功降恩、贈內大紫位、因賜氏上とあるハ小氏の氏上なり、物部連雄君ハ自レ是以前の紀にハ舍人朴井連雄、（後に物部榎井連と云に同氏なり）なれハ、物部の別家なり、さてこの氏上といふものそ、後の氏長者なりける、（氏長者は、氏長の者と云義なるを、漢土に長者といふものゝあるなへに、うにまかへて、長者とつゝけいふことになれは、上古にうときことゝいふべし今も諸國に長者屋敷跡とてあるは、氏上の人の居處を云しならめ、富者の如く云も氏上の人なればなり）如レ此氏上の定れるから各氏のすぢみだるゝとなく、氏人のとゝ小氏大氏に附貫（ツカ）せれハ大氏の氏上に詔あれは、氏人とも、みなうけ給ハり傳へて其事をなすなへにとゝほりやすく、みたるゝとなー、故太古ハ、なすと少くて、よくとのとゝのひー也、さハいへど、氏上又氏人の威稜（イツ）つき々ゝ強大となりて、大命にたがひぬるとゝもの出來ーかば、部曲民人を除れー、部曲民人を除れても、猶氏上のとハ後世までも傳ハれり、されど其本源のをうーなひーかバ、氏上の人の氏人を統領せるともうせーなるべー、さて氏上ハ職位あるものゝ、うけもたるものにもあらす、かならす其系統を尊みぬるにや、文武紀第一に、戊戌年九月戊午朔、以无冠麻績豐足爲氏上、无冠大贄爲助、進廣肆服部連左射爲氏上、无冠功子爲助、とあるにて知るへー、（氏上の助と云ものありし由しなれと其は考へき由しあるとなし）故氏上ハ太古治道の基にて、是にあらされハ、治道の趣知りがたー、凡て姓ハ尊卑の階級を定るものにせられ、氏ハ其人々の系統を糺ー皇、神、蕃（皇別神別諸蕃）の三種を正ーく定められーものハ、たゝ其職業をむねとせさすへくて、氏上を置るゝもの也、其由ハ雄略朝廷元年八月召集秦人漢人等諸蕃投化者、安置國郡編貫戸籍、秦人戸數總七千五十三戸以大藏椽爲秦伴造（ハダノトモノツコ）とあ

るハ、秦人の戸數をかぞへ云もの也、又十五年秦氏分散臣連等各隨欲駈使勿委秦造（ハタノツコ）由是秦酒公（ハタノサヽノキミ）以爲憂而仕天皇、天皇愛寵之、詔聚秦氏賜於酒公公仍領率百八十種勝部奉献庸調緝緯充積朝廷、因賜姓曰禹豆麻佐、姓氏錄左京諸蕃、漢太秦公宿彌（アヤウツマサノキミノスクネ）、秦始皇帝三世孝武王之後也、男功滿王仲哀八年來朝、男融通王（一日弓月王）應神天皇十四年來朝、率百二十七縣百姓歸化、献金銀玉帛等物、仁德天皇御世以百二十七縣秦氏、分置諸郡則使養蠶織絹貢之、天皇詔曰、秦王所献絲綿絹、朕服用、柔軟温煖肌膚、賜姓波多公、云云、又山城國諸蕃、漢秦忌寸（アヤハダノイミキ）云云、普洞王男秦公酒大泊瀬稚武天皇（諡雄略）御世、秦氏總被劫略今見在者十不存一、請遣勅使撿括招集、天皇遣使小子部雷率大隅阿多隼人等、搜括鳩集得九十二部、一萬八千六百七十人、遂賜於酒、爰率秦氏養蠶織絹盛筐詣闕貢進如丘如山積畜朝庭天皇喜之、特降寵命賜號日禹都萬佐（ウツマサ）是盈積有利益之義云云とあ

るものハ秦氏の人々ハ絲綿絹を織成て貢進れるの職なり（故織具の總號を波多と云は秦氏より出てし號なるべし）如此氏々にハ其職業ありしと太古の法則なりしを知るへし。

第三節　姓氏共存並ニ支那、日本ノ族制ノ差同

右ハ述へたる所に依りて、家族より村族の成り出て、村族より大小の氏族の成り出つる次第ハ明瞭なるべし。次に姓といふ者と、氏との關係を述へむ。さて、前に第一章に於て、元來姓族（セレス）と云ふ者ハ外女掠奪の習慣に出つるの編制ゐして、同姓ゐ属する者ハ相結婚せざる事、是れ此制度の特典の事情なる事を述べたり、然り而して、既ゑ同族相姦を忌むの念も無くなり、第三章ゑ述べたる次第に依り、男系を以て親族編制の基本とする樣に成りたる上も、尚ゑ虚禮の一部として、同姓相婚を忌むハ是れ古代の羅馬及ひ當時の支那の實狀なり。羅馬の事ハ姑く措て言

ハず、支那に於てハ現に姓の外に、氏と云ふ者在りて、同一物を或ハ姓と呼ひ、或ハ氏と呼ふが如き事も少なからず。然るに翻て我か日本を見るときハ、唯た「うぢ」といふ者のみありて、支那の姓に當る者ハ無ー。古來日本に於て支那の姓の字を借り用ゐるときハ或ハ「うぢ」の事を指ー、或は「かばね」の事を指すにて、決ーて支那に於ての如く、相婚禁制の限に在る人々を指ーて姓といひたる事ハ無ー。臣、連、宿、禰などの相婚を禁ーたる事も、源、平、藤原などの相婚を禁ーたる事も古來絶えて見ざる所なり。故に日本ハ氏の國にて、支那以下ハ姓氏共存の國と謂つべー。されば、此二物の或ハ共存する事あり、或は共存せざる事ある所以の次第を次に討究せさるべからず、且つ之を討究するハ甚た重要の事たるを知る何となれバ、元來日本も支那も族制を本とする國たりながら、其族制の編制に於て著ーき差同ある事、此疑問を答解ー得たる上に非さ

れば明晰ならざれバなり。

偖て此事に就きてハ、古來國學者流の論も色々あれど、要するに皆たゝ支那の姓と日本の姓とハ、同物なり、又同物に非ずと云ふ事を討論するのみにて、若ー同ーければ何故に同ーきや、若ー同ーかざられバ何故に同ーからざるやと云ふ事を、族制發達の眞理に基つき述べたる者一人も無ー。又西洋に於ても、此に論及ーたる人無きに非ざれと、其說皆取るに足らず、彼のメイン氏の如きハ、最も誤てり。「古代法律」第百二十八頁に曰く、希臘の諸國及ひ羅馬に於てハ、始め一群より起り、漸々分派ー、增大ーて、國家を成すに至りたる聚落の連鎖の痕跡を見るに足る者多ー、羅馬人の家族、姓族、部族の編制の如きハ、之を以て各國の國家編制の摸型なりといふも敢て不可無ー、傳記に依るときハ家、姓、種の三族ハ恰も一個の中心より起て次第に增大する圓形の如き者なり、云ふ意ハ他

無ー、羅馬社會の最初の元素となりー、聚合い即ち數人普通の酋長に服從する家族是れなりー」にて、數家族の集合せる者、之を種族と云ひ、數種族の叢合せる者、之を社會と謂ひーなり（中略）故に古代の社會い皆一男子の後裔より成り立つ者とーたり、此事敢て疑を容れ難ー」云云。此論全く立ち難ー、其故い、同氏の語に依るときい、始め一家族わりて、後に其家人繁殖するに及て、相分離ーて數家族と成りたる者、是れ姓族なり、偖て其姓族中の各家族、一々また人口繁殖ー、分離ーて姓族と成り、其數姓族の叢合する處、是れ部族なり、偖て其部族中の各姓族、一々また人口繁殖ー、分離ーて部族となり、其數部族の叢合する處、是れ社會なりー、果ーて然るときい、部族中の數姓族も、社會中の數部族も、皆同姓を稱せさるを得さる道理あり、何となれい、其元とい皆同一姓より出てたる者なれいなり。今メイン氏の論に據ると

きい、同姓の者集合ーて部族を成ー、社會を成すに至る所以い、之を解ー得べきも、異姓の者集合ーて社會を成すに至る所以い、之を解すること を得ず。又メイン氏い同一社會中に異姓あるい、本の一姓族に於て、他姓の者を容れて養子とーたるに因ると言われ（古代法律誌第百三十頁スペンセル氏も此說を採ると雖、是れ事實に於て充分の證據無き事たるのみならず、異姓の人を養子とせむにい、既に姓を異にする者近隣に無くていならぬ理なるよ、目下尋究の場合に於ていい、前にも述へたる如く、元とい皆一家族中より出てたる諸族なる故、彼れ是れ皆同姓の者のみならざるを得ず。次に此疑問に付き、著者の自ら建立ーたる考想を述へむ。何いともあれ、元とい一家族より起りて、村族となり、氏族となりたる場合に於ていい、いかやと人口增殖ー、大小の氏族繁茂すとも、其中に姓を異にして、相婚を禁する者あるに至るべき理由露ばかりも無ー、何となれば

姓族異なる上い其先祖とする所も異なるべき理なるに、件の場合に於ては、最初に妻奴牛羊を率ゐて本群を離れ出てたる一人の男子の外に、祖先と仰くべき者無けれバなり。之を以て考ふるときと、同一社會中に異姓あるハ、元と皆一家族中より成り出てたる者に非ずーて、元來彼れ是れ姓を異にする數男子の數家族中より成り出てたる者ならざるを得ず。請ふ其次第を細述せむ。

前に第二章、第四節に於て、女系族譜法を行ふ部族中に、異姓族あるに至る次第を述べたり。さるやうに、斯る部族中より、食物の缺乏に際ーて自己の妻奴牛羊を率ゐ、或ハ農具を携へて、遷徙する者二人以上のありて、各々其由て出てーー所の女系の姓を異にーー(譬へバ、甲、乙、丙、丁の如く)先つ、始めハ異なる地方に定居ーて家族を編成ーー、其家族また分派ーて、村族と成り、氏族と成りたる後に至り、甲姓の男子に出てたる氏族と、乙、丙、

丁、以下の男子に出てたる諸氏族と聯合する事あるときハ、即ち是ゟ於て、始めて同一社會中、異姓の家族あり、村族あり氏族あるに至る者なり。

食物の缺乏に際ーて、本群を離れ出つる者、豈に只た一人のみなりとせむや、必ず數人ありて、中にハ第二章に述べたる次第に依り、其姓を異にする者も多少あるに相違無ーー、果ーて然るときハ、其各男子一々皆家族、村族、氏族等の始祖となるに當てハ、各々其人の姓を繼嗣する事となるべーー、而ーて後、斯く異姓を稱ふる家族又ハ村族、又ハ氏族に於て、近隣の地邦に殖民ーー、歳月を經るに及て、相親睦ーー、或ハ諸姓族普通の外敵に逢て、相團結するに當てハ、即ち同一社會中に異姓を稱ふる者あるに至りて、尚ほも前代の舊格を守り、同姓の間に於て相婚する事を禁するに至るものなるべーー。是れ即ち今日の支那及び古代の羅馬に於て同一部族中に異姓の族あるに至れる次第ならむ。

されば又、氏族のみありて、姓族無きは、如何なる次第に依て然る事にやと問ふに、是れは地理の都合に依り、一家族のみ其地より遷移して來りて、其全國民の始祖となることを得て、其外に異姓の家族の、同一地に殖民することを得し者無きに因る事なるべし、即ち日本の如きこれなり。夫れ日本は島國にて亞細亞大陸より此處に移住し來る事甚た容易ならず、且つ一旦渡海して來りたる上は、其后に來らむとする者を防き遮きることも從て容易なるべし、是に於て天孫の子孫のみ此地に於て繁茂することを得て、他姓の人民は繁茂せざりしものなるべし。彼の稱して熊襲といふ民種の如きは、素より一部族にはあらで、數部族の時々三韓地邦より我が土に遷入せむとしたるを、彼れよりも先に險所を占め得たる天孫より於て、地の理に助けられて、防き止め給ひし者なるべし。之に反して、支那の如きは、大陸つゞきなるに依り、崑崙の地より、河流に

副て遷徙して來りて中原に殖民する者一部族にして足らず、前後數部族の、姓を異にしたる者ありたるにて、後に至り合併したるものなるべし即ち提挺氏、有巢氏、大巢氏、燧人氏、庖犧氏、神農氏、軒轅氏、蜀山氏、及び庖犧氏の下に附く飛龍氏、潛龍氏、降龍氏、水龍氏、火龍氏等、いづれも皆別々の部族たりしなるべし、而して黃帝出でゝ大に外姓を征服して以來その玄孫帝堯に至り始めて善く諸姓族を團結し得たるものなり、書に「克明俊德以親九族、九族既睦、平章百姓、百姓昭明、協和萬邦黎民於變時雍」とある、にて知るへし。鄭琊代醉編に曰く「齊宋譜牒、官有世胄、譜有世官、分天下之姓而爲四、過江則有僑姓而王、謝氏嬴爲大、東南則有吳姓而朱張顧陸爲大、山東則有郡姓而王崔盧鄭爲大、關中亦有郡姓而韋則柳裴楊杜首之、代北則有虞姓而元長宇文陸源首之」とされば同一支那一國の中にても、地方に依て自ら其姓同一からざりしものな

らむ、是れ即ち始めゝ相分離せー氏族の、後ょ聯合せーに因るものなる
を見るに足る事實なり

第五章

族制の發達に基つく人名の沿革

第一節　族制ノ發達ト共ニ人名ノ上ニ變化アル事

古今東西を問ゝず、野蠻開化を論せず、人に名を命するに、必す二箇の目的あり、即ち其一ゝ、只た一の人と其餘の人とを分別せむかためょする事是れなり、其二ゝ其人の血統を指示せむがためにする事是れなり。夫れ人々の身躰髪膚の形樣も多少血統に依て異なる事ありと雖、何分にも同人種に属する者ゝ大抵皆其相貌類似するを以て、此れのみを以て各人血脉の異同を表示する事ゝ甚た不便なるべー、去りとて又衣服裝飾の類を以て之を表示せむも、不便少なからざるへー、是を以て未た

血統の事に心を止めざる世に於ては兎もあれ一旦血統に依て婚姻を制し、官位を繼き、財產を釀り、讎怨を報し、家督を鬪く、等の事起りたる上は、無形なれども永く變せざる名號を以て人々の血統を標証するの簡易法を採るに至ること自然の勢といふべし。果して然らむにも、血統上の關係、即ち親族の編制に於ても、苟も變遷する所あらむにも、人に名號を下たすの法に於ても、亦之に從て變化する所無きを得ざる道理なり。故に今此に於て別に人名の沿革を論述するときも、一方に於ても、此類の習慣の起原を詳にすることを得、又一方に於ても、前の數章に述へたる族制上の慣例、制度儀式の發達の次第の眞確なる事を証するの一助と成るべし。開明國に生まれたる我々も、凡そ人たる者も其父家の稱を繼くるの外に、之と異なる習慣として敢て有るべしとも思はへされど、未た必すしも然らざる事も、左に開陳する所を見て知るべし

第二節　女系族譜時代ニハ族ノ名ヲ證ク事

さるはさに、族制と稱すへき者未た一も發生せず、男女雜居して雜婚する時代よ於ても、素より父といふ者未た無きが上に、母もありても別に母と其子との關係を表証するの要も無きゆゑ、人に名を命するに當りても、只た其人と他の衆人とを區別するの目的のみを以てするの外無きや明なり、故に此時に在ても人名と云ふ者即ち一個人と他の衆一個人とを分別する所以の名のみもあれど、其父又も母の血筋と、他の血筋とを分別する所以の稱號とても無し。

次に第二部の初めよ述へたる次第に因り、聚落爭鬪する事起り、其結果として外女掠奪の習慣生じて、外女を掠奪して妻とせざれば卑怯の譏を免れ難き勢となりて、終に異族相婚の慣例出で、後また異族に婚すべき婦女無くなりたるに及て、己むを得ず、今も內族に在れと元とは異族より

來たりたる女子の子孫を假りに異族の人と看做して之と結婚するよりして、異姓相婚と云ふ事起るときい、即ち各男各女に於て誤て同姓の人と結婚する事を避けむかため、各自其母の血筋即ち其姓を表証する所以の稱號を帶ひ以て餘他の女子の血筋の人(即ち異姓の人)と相分別するの方法を採るに至るへし。(但し後に至りてこそ、子い其父の姓族に入る事と成ると雖、初い皆母の姓族に加るものなる事、第二章にも述へたる如し。)是ゟ於て、始めて、人の血筋を表証する所以の姓號といふ者起りて、其姓號い必す之を母系に受くる事と成るなり。此証據とすへき事實多し。希臘の歷史家コロドタス氏曰く「リキヤン人中に一種無類の風俗あり、即ち母の姓稱を繼きて、父の姓稱を繼かさると是れなり、故に若し其血統を問ふ人あれい、母系の稱號を以て之に答へて某女の某代の孫なりと答ふ」と、蓋し此習慣を以て一種無類なりとする所以

の者い是れヒロトタスの見聞の博からさりしに因る事なるへし。ホリビスゟ依れは、ロクリヤン人中にも同一習慣ありたり、又エツラスカン人の墓碑銘にも血統を敘するに母系を以て基本とせり。北米、ホッドソン江の近傍に住むインデヤン人い「子を呼ふに其母の姓を以てし、一女子にして數男子に嫁して、數夫の子を產むも、皆其女子の姓を以て之を呼べり、依て其然する所以を糾すに、土人の曰く子の父に受くる所い無形にして目に見えぬ精神のみなり、之に反して有形にして見るへく觸るへき身體髮膚い悉く母の賜に非さる無し、故に果して受くる所ある所有るや無きや計り難き父の稱を繼くよりも、現に受くる所ある母の稱を繼くい理の當然ならすや」云云。モルガン氏曰く「イロコア人中に於ていい、母系を以て總へて族制に係る事の本元と爲し、子をして其母の部族及び部族聯合に屬せしむるなり、例へいカユガ部

の男子デレウェヤル部の女子を迎へて妻と一子を設くるとき、其子いデレウェヤル部より属一て、カユガ部より見るとき、別に養子の禮を行いざる上い、全く外人なり、之に反一て若一デレウェヤル部の男子カユガ部の女子を娶りて子を生ませたらむにい其子いカユガ部に属一てカユガを名とすと。西部オウスタラリヤに於ても男女子ともに母の姓を稱すといふ、されど又中にい子を一て父の部属に附かーめざる地方もありとなむ。此等の事實に就て之を見るときい、女系族譜の法を守る諸民種中に於ていい、母属の名を繼くが常法なると明白なり。

第三節　氏號及苗字ノ起原

(一)氏號　偖て又次よいい、前に第三章に述べたる次第に依り、男系族譜起りと之と共に家族及び家長制度と云ふ者も起りたる上にて、人名の變化いかに成りゆくやを述べむ。さるほどに、食物の缺乏に因り牧畜耕作の爲め新に地を求めむとて一男子其妻奴牛羊農具を契けて本群を離れ出て、適宜の地を擇て、定居するの後、子孫追々繁殖一て終に一家族を成一、其家族漸々增大一て所謂聯合家族を成すに至り、聯合家族中の人員また追々增加一て、最早一家内に同居する事難くなるときい、即ち別れて二家と成り、三家となり、次第々々に分派一て、數家族となるべー、是れ即ち村族社會の起原なり。此時に至り同一元との郡より出てい他の處に於て同一樣なる村族社會を形成一たるものありて此兩者を區別するの必要生するときい各村族に於て或い其遠祖の名を以て全村族の稱と一或い此稱を其居る處の地名に取り或い其從事する所の職業に取るに至るへー是れ氏號の元なり。

さて又各村族に於て人口次第に增殖するに從ひ、同一村中に群居一て、

從來の村有地の産出する所のみを以て生活する事不便に成り、他に豐饒の地を求めて外遷する者あり、其子孫增殖して又一新村を成し、其新村又分離して數新村と成るとき、從て衆村族交際の間より於て、各一村に屬する者を、他の諸村に屬する者より區別するの要起るべし、是に於て山の上の村に住む者を總して山上と呼び、山の麓の村に住む者を山本といひ、川の上の村に住む者を川上といふ類の事起るべし、是れ即ち村名の起りなり。此時に至ては、各人の屬する所の村を知る事、其屬する所の氏を知るよりも緊要なるを以て、多くは其氏を以て呼ばずして、其村を以て呼ぶ事となるべし、是れ即ち今に全村同稱の處所々に在る所以の者なり。是に至り前の氏號は大氏の稱と成りて新に起りたる村族の稱は小氏の號と成れり。第三章に引きたる姓序考に曰く「氏に大氏小氏のけぢめあり、其を云はゝ阿倍氏は大氏なり、是れより別れ

たる阿倍志斐、阿倍間人、安倍長田、阿倍陸奥、阿倍安積、阿倍信夫、安倍柴田、阿倍會津、阿倍猿島、阿倍久努、阿倍小殿、和阿部等は皆小氏なり」云云とある其小氏といふは即ち本氏の中より出てたる支氏なる事前にも述へたり、而して長田、陸奥、安積、信夫、柴田、會津、猿島、久努、等は皆地名なれば、小氏族は又之を郡族と云ふも不可無き場合多かるべし。今之を正く謂ふときは阿倍、阿倍志斐、阿部間人、以下總体を指して氏族と謂ひ、其中の諸方に分派せる者を指して一々郡族といふべきなり。又同一處に「物部氏は大氏なり、自」是別れたる物部肩野、物部韓國、物部飛鳥、物部門物部多藝、物部石上、物部射園、物部淨志、物部海、物部鏡、物部雨瑳、物部中原、賢田物部、相槻物部、坂戸物部、二田物部、等みな小氏」なりとあるも同一次第にて肩野、韓國、飛鳥門、多藝、石上、射園、以下は一々皆郡族にもて皆物部といふ一大氏族に附屬する者なるべし。源といふも氏名にて、其中に入る

へき源(即義朝頼朝義經の輩を云ふ)木曾、足利、新田、德川、島津などいふハ郡族なり。但ー大氏といひ、小氏又は郡族と云ふハ、相對の語にーて絶對の語に非ず、譬へば源と云ふ大氏より相對ーて言ふときハ、木曾、足利、新田、德川、等ハ郡族なれど、其郡族また人口繁殖するに及ひ、分派ーて甲乙丙等の數郡となるときハ、即ち此度ハ甲郡、丙郡、等を以て郡族、即ち小氏とすべきまて、之に相對ーて言へば、木曾、足利、新田、德川、等ハ大氏の號なり。

(二)苗字　斯くて全村同稱を負へる者世の開けゆくに從ひ或ハ營業の爲に或ハ戰亂の爲に處々に離散ー、前の村族上の關係ハ消えて唯た一家族としてのみ他の家族と區別するの必要を見るときハ前の村號即ち小氏の稱ハ轉ーて其家の稱と成るへー、是れ苗字の源にーて現今にも人の苗字に地名の多き所以なり。是に至り元との氏ハ唯た系圖に依り之を知る可きのみ、平生ハ唱へ言ハさることゝなれり。

第四節　姓號ノ起原、及ヒ支那ノ姓ト日本ノ姓トノ差異

偖て次にハ姓號の起原を述べむ。既に前にも証明せー如く、素と姓と氏とハ異なる者に非ず、只た其見る所異なるに依て、其稱を異にするまての事なり、第三章に於ても述べたる如く、本郡より分出ーて新地に移るとき始めより一男子又ハ同姓の數男子の外ま人あらすーて、其子孫のみ漸々孳殖ーて家、村、氏の三族となりたるの塲合に於てハ、誰れも彼れも同ー姓なるかゆえ、別に姓號を設けて他姓と相區別するの要ある無ー、是れ即ち我か國に姓族、及ひ姓族に係る習慣、即ち異姓相婚等の事の無き所以の者なり。然るま、玆に若ー第二章の終に述へたる次第に依り、元來數多の異姓族を含有する部族ありて、其部族の中より(第三章に述へたる次第により)妻奴を率ゐて分離ー出つる異姓の男子一人以上、即ち數人ありて、各々同一の地邦に遷移ー、此處に於て子孫繁殖する

事あるときい、其子孫い即ち他より之を指ーて某男子の子なりとする
に至り、最早先の女系系譜時代に於ての如く、某女子の子孫なりとい言
いさるに至るへー、是れ即ち女系の姓族變ーて男系の姓族と成る所以
の者なり、然るに此場合に於ていい近隣にも異姓より出てたる男子の子
孫多くあるかゆゑ、彼我相區別せむがため、甲の男子より出てたる家、村、
氏の三族い皆甲の男子の姓を稱へ、乙の男子より出てたる家村氏の三
族い皆乙の男子の姓を稱へ、其他も之に準せさるへからす、又既に姓號
を保維する上い隨て之に係る前代の舊慣をも保持ーて、同姓の者とぢ
相婚姻そるを禁するに相違無ー、是れ即ち今日の支那、昔日の羅馬に於
て同一人民中に異姓を稱ふる者ある所以なり。是れ正ーく姓號と氏
號との區別あるよ至る次第にーて、斯く區別いあり乍ら又又一方より
見るときい、全く同物なるに依り、姓を氏とも謂ひ、氏を姓とも云ふ所以

の者なり。支那に於ても森、林、蘇、王、陸、謝なとを分別ーて言ふときい、之
を姓と稱へなから、李姓の家より娶りたる妻を李氏といひ王姓の家よ
り出てー婦人を王氏と言へり。
羅馬に於ても同ー都合によりジュリヤス、アチヤス、ゲーヤス、チクタヒ
ヤス、チウリヤ、タルキナス、など云ふ數百の姓族ありしにてジュリヤス姓
のシイザルと云ふ人の娘は、アチヤス姓のハルバスといふ人に嫁ーて
後も其父の姓を取りてジュリヤと呼ひたり、是れ即ち王姓の姓より出て
ー妻を王氏と呼ふと異なる事無ー。又件の夫婦の間に出來たる娘い、
父の姓を取りてアチヤと云ひ後チクタビヤス姓の某に嫁ーてケーヤ
ス、チクタビヤスを生みたり史にチ、ガスタス帝と稱する者是れな
り。チダムス氏の「羅馬舊事」に曰く「一家族に一女子より無き時い、其姓
を以て之を呼ひたり例へばタリヤスシセロの娘をタリヤと呼ひ、ジュリ

ヤス、シイザルの娘をジュリヤスと呼びチ、ガスタス帝（チクタビヤス）の女をチクタビヤと呼ふの類是れなり、而ーて其名い婚嫁の後と雖易へず、若ーー一家に二女あるときいから、矢張り同ーく姓を名とーて、姉を太郎とーー妹を小郎とーたり、若ーー又二人以上あるときい、同ーく其姓に一郎、二郎、三郎、四郎、等を附けて呼びたり、例へば、チウリヤス、シセロの第三女をタルチウラと呼び、第四女をクインチラと呼び、第五女をクインチラと呼びたるの類これなり、（中略）斯くの如くにーて、共和政治の盛なる頃い各家必ず其姓號を固く守て、之を其諸子後裔に傳へたるものなり、然るに政治の自由一旦滅亡するに當てや、斯る事も大に變ーて亂れたり」と。

されば又日本に於てい始めより天孫の外に此地に移住ーー來りー者無きかゆゑ、氏族いありても姓は無き理なるに、尚ほ姓と云ふ語を用ゐる事あるい何故ぞと問ふ人あらむに、余輩い之に答へて曰く、日本に於

てい元と支那にて起りたる姓の字を、其本來の意義に用ゐすーて、異なる意義に用ゐたる者なりと。偖て其異なる用法に二あり、即ち(一)氏號又い家號といふ意に用ゐる事と、(二)只かばといふ義に用ゐる事との二つ是れなり、左に一々之を述へむ。

(一)前にも述へたる如く、阿倍、物部、源、平、藤原、橘、菅原、紀、なと云ふい氏なり、然るを之を姓と呼ふ事あり、是れ誤なり、其誤の本は天智紀に鎌子連病大甚に至りて、授大職官與大臣位乃賜姓爲藤原氏、自此後通曰藤原大臣などあり、又姓を平氏と賜ふ、源氏と賜ふなど謂ふより始まりー事なるべし、是れい和漢を混ーたる者なり、姓序考の註にも曰く「氏といへるは、源、橘、藤原、などの類を言へり、源、橘、藤原、の類を姓なりと思ふい漢意にてなたのにはたがへり、もと氏い其類族を分別すべくて、號られーなへに、仕奉りー職を直に氏號よせられー者多ー、其い道守、壬生、膳、衣縫、倭文、

なとのたくひ、皆其職を氏に負へたる者也、また氏に地號を負へる者あり、其ハ息長、耳面備、英多、大宅、桑田なとのたくひ也、是ハ其地に公たるによりても負ひ、其地の本居たるゆよりても負へり又其氏人の居地なるゆ依りてかへりて地號となれるものありて、ひと向に言ひ定めかたし」と。土佐の大神眞潮と云ふ人の考ゟ「うぢ」の訓ハ「うぶ土」の義歟、又「うぶ出」の義歟、産れ出る所を表するの義、いづれにても同一事なりと見えたり

（二）姓といふ字の今一つの用ゐ方ハ之をかばねの義に用ゐる事これなり。「かばね」とハ上古の世襲官職の制を言ふよりて、即ち直人、宿禰、忌臣、忌寸、臣、連、公、首、國造、伴造、縣主、直、村主、史なとの事なり。蓋し「かばね」を姓といふハ、天武紀に「詔曰更改諸氏之族姓作八色之姓、以混天下萬姓、一曰直人、二曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稻置」と見え

ゟり始まれる事なり、萬多親王のもの一給ひ一書を、姓氏錄と名つけられたるも、其姓と指すハ「かばね」の事なり是れも日本の事を、強て漢字もて記かむとするより起りたる混雜なり、元來「かばね」ハ氏よりも大なる者にして數氏族を以て一姓に充てたる者なり、即ち八色の姓を立てたる後、眞人の姓を給へるもの十三氏、朝臣の姓を給へるもの五十二氏、宿禰の姓を給へる者五十氏、忌寸の姓を給へる者十一氏なり。兎も角も「かばね」ハ多く行政に係る事にして、單に血統上の關係より出てたる事に非す、然るを後に誤りて直に氏の稱に用ゐなとせしゟより、後世の混亂を來たせし者なるべし。今も又日本の社會の組織と、西洋の社會の組織との相異なる次第を知らずして、盲突に西洋の語を直譯して日本の事に當て用ゐるときは、後世の學者をして非常ゟ苦しまむるの種となるべし、おなかしこ、おなかしこ。

第六章

族制の發達に基つく財產所有法の沿革。

第一節　族制ノ發達ト共ニ所有法變遷スル理

事實に暗き論者は、野蠻人中に財產私有といふ事無しと言ふと雖、其實い決して然らず、犬すらも既に能く私有といふことを知ればこそ、其主人の衣服を守護せしめおく時、他人の之を取らむとする者あれば、必ず爭ひ、猫といへどもよく其己れに屬する處を知ればこそ、他猫の其處に侵し入る者あれば、必ず爭へり、劣等動物すら既に然り、況や人類に於てをや、いかに野蠻なりとい言へ、之に私有の念無しとい言ひ難きと無論なり。野蠻人といへども武器を持て魚獸を取るに非ずや、然れい其持

つといひ、取るといふ事い是れ皆既ゑ其中に私有の念を包含する者に非ずして何そや。之を要するに蠻人中に於てい、私有の念無きに非ずと雖、未た適宜の機會に逢いざるに因り、開明人中に於ての如く、充分に發達することを得さるもののみ。リヒテンスタイン氏に依れバ、ブシマン人中に於てい、弱き者も一強き者に逢ふとき、其命を全うせんと欲すれば、武器いおろか妻子に至るまでも悉く皆之を強者に進呈せざるを得ず」と。北米の劣等民種中に於ても、強者弱者に迫て品物を強奪するの權に制限無き者多しといふ、然りと雖、此等の事實を以て蠻人中に私有の念なしといい言ひ難き事、猶は幼兒の強き者其弱き者の所有を強奪するがゆゑ、幼兒中にい私有の念無しと言ひ難きか如くなるべし。又チペワヤシ人中の慣例に依れば、狩獵の際、一己の力を以て獸類を斃し得たる者ありても、必ず之を其時相共に狩獵せし諸人に分與せざる

を得ずといふ、アラワック人中より於ていへ「各人の私有する所を明晰に區分して相侵さずと雖、常に之れを貸借して返却するの念無し」と、是れらも皆蠻人中所有の念不限定なりとの証據となすべきも、其念絶えて無しとの憑據といな一難し。されば其不限定なるより漸々發達開展して限定なる有樣に立ち至るい如何なる次第に因る事にやといふに、其いて限定所有法の何たるを分析して考ふれば則ち明なり、抑々所有といふ事い衆人相制して共存する社會中に於て各人をして一定の際限に至るまでい物件を自由に占領し保持することを得しめ、其上い之を許さずといふ事なり、而して其際限の在る所益々限定なるに從ひ、所有法も從て限定なりとす、然るに野蠻人中に在ていへ依て以て件の際限を限定にする所以の事情甚た乏し、これ其財產所有法の不限定なる所以なり、而して族制漸々發達して、一個人と他の一個人との間の關係限定に赴

くに隨ひ、依て以て其際限を定むべき事情も漸々多くなる道理なり、是れ即ち所有法の族制發達に大なる關係ある所以なり、即ち左に此次第に出づる進歩の程度中既に今日の學者の知る所となりたるものを略述す。

第二節　女系族譜時代ニハ動產ヲ私有シテ不動產ヲ全部族ニ共有スル時

族制の最も初めに出つる者といへば、女系族譜を基つく者これなる事此に再述を要せず。此族譜法の行いるゝ時代に於ていへば、之に依て如何なる所有法有るに至るべきと考ふるに前に第二章、第二節に述べたる所に就て見れば此時既に財產を女系の親族に傳ふるの習慣あり、果して然らむにい從て此時既に人の私有と稱する所ありしものなるに相違無し、何となれば自身一人の所有する財產に非されば、之を他人に傳ふる事も爲し難き理なればなり。されば此時代に在ていへ如何なる財

產ハ之を私有ニして如何なるハ之を私有せざりシにや、又其私有せざる所の物ハ果シて誰れ々々の間ニ於て之を共有シたるものなりやと云ふ事を討究せざるべからず。

前節に於て、野蠻人と雖始めより私有の念無きには非す、只た其時代にハ私有と私有に非さる物とを分別する所以の事情未た多く開けざるのみの事なる旨を述べたり。果シて然らむにハ、女系族譜法の時代に當り、族制上の事ハ未た全く開けずと雖、各人の一己の力を以て獲取シたる所なる事分明なる物、即ち器具衣服の類ハ之を私有する事ありて不動產ハ之を私有する事ハ未た有らさるに相違無シ。先つ動產を私有する例を擧けむに、ボンウイク氏ブラヂルのインデヤン人の習慣を記シて曰く、「盧舍と器財とハ之を人の私有する所とすと雖、其れすら數人に於て共有するの場合無きに非す、數家族に於て一盧舍を共有シて其内の數人に於て器財を共有する事あり、是を以て武器と、衣服と、烟管と、悪寢床との外に、眞に一個人の私有と稱すへき者絶えて無シ」云云。又チペワヤン人の習慣を記シたる者を見るに曰く、「數人隊を成シて圍ヒ地の内に於て獸類を捕擒シ得たる場合にハ之を其數人に配當せり、又一己の私有に係る係蹄ワナを用て之を捕擒シ得たる場合にハ、則ち之を其人一己の私有とす、されと若シ鹿なとの係蹄に掛りたる處を通行シて之を見附けたる人あれば、仮令己れ其係蹄の所有主にハ非すとも、之を取て其頭と皮と背肉とを本主に與へて、其餘を領收する事を得たり」と。

されバ不動產即ち地處ハ之を如何なる方法に依て領有するやと云ふに其次第ハ先つ此時代の蠻民の生業の有樣に就て考ふるときハ自ら明白ならむ。抑々女系族譜法を守る者ハ、蠻民中に於ても其劣等に位する者多シて、其劣等に位する者ハ大抵皆狩獵を以て生業とせり、

然るに狩獵地ハ之を人々に分取するも其効無きが上に、此時代にハ各人の所有と、他人の所有とを分別する所以の術も無かるべし。又一歩進て牛羊を牧養する事起りて後も、尚ほ一定の地を私有すといふ事起り難かるへし、其故ハ、牛羊の食とすへき青草ハ之を費消する毎に又直に繁茂するものに非ず、又之を貯蓄し得べきものにも非ざるに因り、所謂水草を逐て一定の地方内を此所彼所に遷行するに非されバ、人畜ともに、生命を保ち難けれバなり。更に進て農業を執るに至りて後も、或ハ尚ほ前代の因襲を脱し得ず、或ハ年々同一地面を培養して禾穀を作るの法を知らざる等の事情あるか上に、開墾さへすれバ如何ほどにても新き地面を得らるゝゆゑ、別に其局部を永遠私有せんとの念ハ起らざるべし。此等の事に就て考ふるときハ此時代にハ不動産の私有と云ふ事到底起り難きに相違無しと。されバ之を數人の間に於て共有するの外なし。故に次にハ如何なる關係ある數人の間に於て之を共有するものにやと云ふ事を討究せざるべからず。偖て此時代の人と人との間に存する關係と云へば、二種の外に一も無し、即ち一ハ互に同一部族に属すと云ふ關係と、今一ハ互に同一親族に属すと云ふ關係との二つ是れなり。されば此中の何れに基つきて地處を共有すべきと問ふに、答へて曰く互に同一親族たるの關係を以て共有の基とする事、此時代にハ大抵無かるべしと。其故ハ、此時代の親族と云ふ者ハ、女系に基つく者なるゆゑ、之に據て共有の法を定むる日にハ、一女子の子孫ハ於て地處を共有せさるべからざる次第なれど、一女子の子孫ハ同一地方に群居すといふと無く、必す數地方へ散在すべきを以てなり。其散在する所以の者ハ他無し、女系族譜法と、異姓相婚とハ、必す幷行して離れざる者なるに因り、女子ハ皆他族の男子に嫁し本族を脱して其夫

の族に加いらざるを得ざるを以て、異族四所に在れば四所へ散亂し、五所に在れば五所へ散亂すべき次第なればなり。斯く數ケ所に散在する子孫に於て同一地處を共有するは極めて不便なる事言ふまでも無し。此等の故に古來女系族譜法を守る民種中よては、同一親族に属する數人の間に於て地處を共有せし事實殆と無し。之に反して、互よ同一地方に群止すといふ關係、即ち互に同一部族を編成すといふ關係に基つきて、之を共有する事實は多く見えたり。爰に其一二を擧けむに、

バングロフト氏曰く、

「クツク氏曾てアト人が其國内に生する所の者をば悉く皆其部族の專有する所なりとして、材木用水雜草の類に至るまでも、代價を拂はざれば與へさるを見たり、是れ即ち部族の所有を確かに認識する証據なり、雖然一個人の資格を以て地所の所有主たるを主張するもの

は、絶えて見ず、家屋は其之を建築せし諸人に於て共有したり、私產と稱すべき物は舟、食を取るの器、家具、奴隷、及ひ毛氈の數品よ過きす」と

又スクルクラフト氏かコマンチ人に附き錄する所に依れば

地處及ひ其地處に捿む禽獸を以て諸部属の共有する所なりとして只た能く禽獸を擒捕したる者に於てのみ、之を私有することを許すとなむ。

イロコア人に就きモンカン氏の錄する所に曰く、

「イロコア種の法に於ては地處を以て人民一般の所有としたるに因り、一個人に於て之か純全領有權を握ることを許さず、されと自己の力を振て占領者無き地を開墾することは、勝手たりしにて、其人に於て之を用ゐる間は、何時までなりとも安全よ之を享有することを得しめたり」と。

「スモタラ」に於ても耕作者ハ只た當座の所有權を得るのみにて、隣人の同意を經て樹木を植へ家を建てるとき即ち其地を所有することを得る事なりー」が其木若ー枯るゝときハ其地も亦公衆の共有に還歸ーたり

コンゴ人ハ收納の時に至れバ、全族の地處に生ーたる豆麥類を悉く一所に積み集め、先つ「まころんて」（酋長の義）に進むるに其生活に必用なる分を以てー、又種に播く分をも取り除きて其餘を家人の數に比例ーて、各廬舍に分配せり、而ーて後全村の男女みな出てゝ、次の收納の爲めに地を耕ー、種を播くなりと、是れも亦地所を全族に共有するに依て起る習慣なり。

第三節　男系族譜時代ニハ不動產ヲ家族又ハ村族ニ於テ共有スル事

次に第三章以下に述へたる次第に因り、家長制度起り、男系の血脈を以て家族、村族等を結成する事始まるときハ、不動產所有法の上に如何なる變動を生ずるやと云ふ事を述べざるべからず。今又之を道理と事實の二つに照ーて見るに、此時代に至ても尙ほ私有といふ事は起らずーて、家族又ハ村族に於て之を共有するものたり。此事を二頭に分けて、先つ初めに私有と云ふ事の尙ほ起り難き所以の理由を擧けむ。其主もなる者四つあり、左の如ー

（一）舊格上障碍ノ

只たさへ舊慣のみに拘泥ーて、若ー之を改むるときハ恐るへく敬すへき祖先の慣に觸るゝ事もやあらむと恐怖するハ、事理を辨へぬ未開人の常なる事、既に前卷に屢々述へたる如くなれバ、地處所有の場合に於ても、或ハ狩獵を業とせー、或ハ牧獸を業とせー祖先の之を共有せーを見ては、其之を共有せさるを得さりーに因る事なりとは知らずーて、我れ等も之を共有すべきなりとするハ自然の勢なり。レッ

チバイト人及びペッテと云ふ地の人民い、永代の誓に依り葡萄圃を私有する事も、田畝又い家屋を私有する事も、民種の法よ於て免るさゞる所にーて、子々孫々の世に至るまでも漂泊民たらざるべからざるなりと信せりといふ。斯る場合に於てい、仮令後に至り漂泊を止めて定居する様になるとも、矢張り先祖傳來の氣習を保持ーて、一個人の地處を私有するを拒むに相違無しー。

（二）方法上ノ障碍　又假令私有を違例とする思想も、習慣も無くて、一個人に於て一定の地處を私有とするの權を得たりとするも、其私有地と私有に非さる處とを區別する所以の方法無き上い、他人の之に侵入する者を防止するの術無かるべし。故に私有の念起りて後も、尚ほ數世の間い其私有をーて、私有たらーむる所以の方法の缺乏に依り、已むを得ず前の共有方を保持ーて、只た一己の力を以て圍墻を作て其境界を明かにし得べき小地面のみを私有する事となるべし。

（三）耕作上ノ障碍　未開の世の民い數年の間同一地處よ於て耕作するの術を知らさる事、是れ又其私有を妨けー事情の一なり。四方の蠻民の耕作する様を見るに、少ーも土地を培養するの法を知らさるゆゑ、開墾の後未た二三收納を踰えざるに、既に無用に属するを以て、之を捨てゝ、又他の地よ移ること常例なり。斯る場合に於てい、假令一時い私有の地起るも、暫時にして又荒蕪よ歸ーて全族の共有と成る、の外無かるべし。右の三事情ある上い此時代に至りても尚ほ私有と云ふ事の起り難き、疑を容れず。されバ矢張り之を數人の間に共有するの外無かるべし。然らバ此時にい互に如何なる關係ある數人の間に於て之を共有すべきと問ふよ、答へて曰く、男系の親族、即ち家族、村族、等に於て之を共有すべるの外無しーと。印度の山丘に住むトウダ人い家長制度を守る者なり、

故に其財産所有法を見るに、其中に五村族ありて「各村族其領有する牧場及び山林を異にし、其中に數多の聯合家族ありて、其村族の領有に係る山林牧場を分有せり、其聯合家族といふは、或は一血族より成り立ち、或は互に親密の血縁ある親族どもより成り立ちて、皆共々に牛羊を牧養する者なり」と。古代のエヂプト人も、先にも述べたる如く家長制度を守りたるが、果して其國語に私有地といふ詞無し、又モムセン氏に據れば、羅馬人中に於ても「元と不動産に就きて私有と云ふ念無く、只た家畜及び奴隷より成り立つ動産に關して、私有と云ふ事ありたるのみなり」と、又曰く「古代の羅馬人は多分數性族に於て可耕地を共有して之を轉耕せしにて、各姓族の耕耘して得たる所を、其之に屬する數家族より分配したるものなるべし」と。又歐洲諸國の古法を見るに「まるく」即ち分界地と言ふ者あり、是れ則ち村族共有地の事なり。スタッブス氏の「憲

法史」に曰く、古代のチウトン人中に於て「まるく」と稱ひしは、一家族又は一親類の領有する地を指すにて、其家族又は親類に屬する自由男子は皆其分界内に在る材木、牧場、草場又は可耕地を享用することを得たり、然れども之を享用するの權利は所謂占有權なる者にして、現在之を占領する時のみに限り、年々收納の後は、又之を全村の共有に還付して、衆人相共に牛羊を此處に牧養することなりき、一個人の年々歲々絶えず私有することを許さゝる地とては、只た其建家地と、庭地とのみに止まりたりと。又現今と雖、多く世變に刺撃せられざる歐洲の山村僻地には尚ほ「分界地」の制度を保持する者少なからず。瑞西に該制度を守る所多く、就中アルプス山中の村邑などには、今に至り「あるめんど」と云ふ地所あり、是れ「まるく」と同物なり。ロムハルヂイの山村に於ても、現に親族社會に於て地處を共有せり。佛國の海岸に近きハイヂ及びポケと稱